

宮本武藏

書在雙美  
劍符一歸



289753

明治己酉書

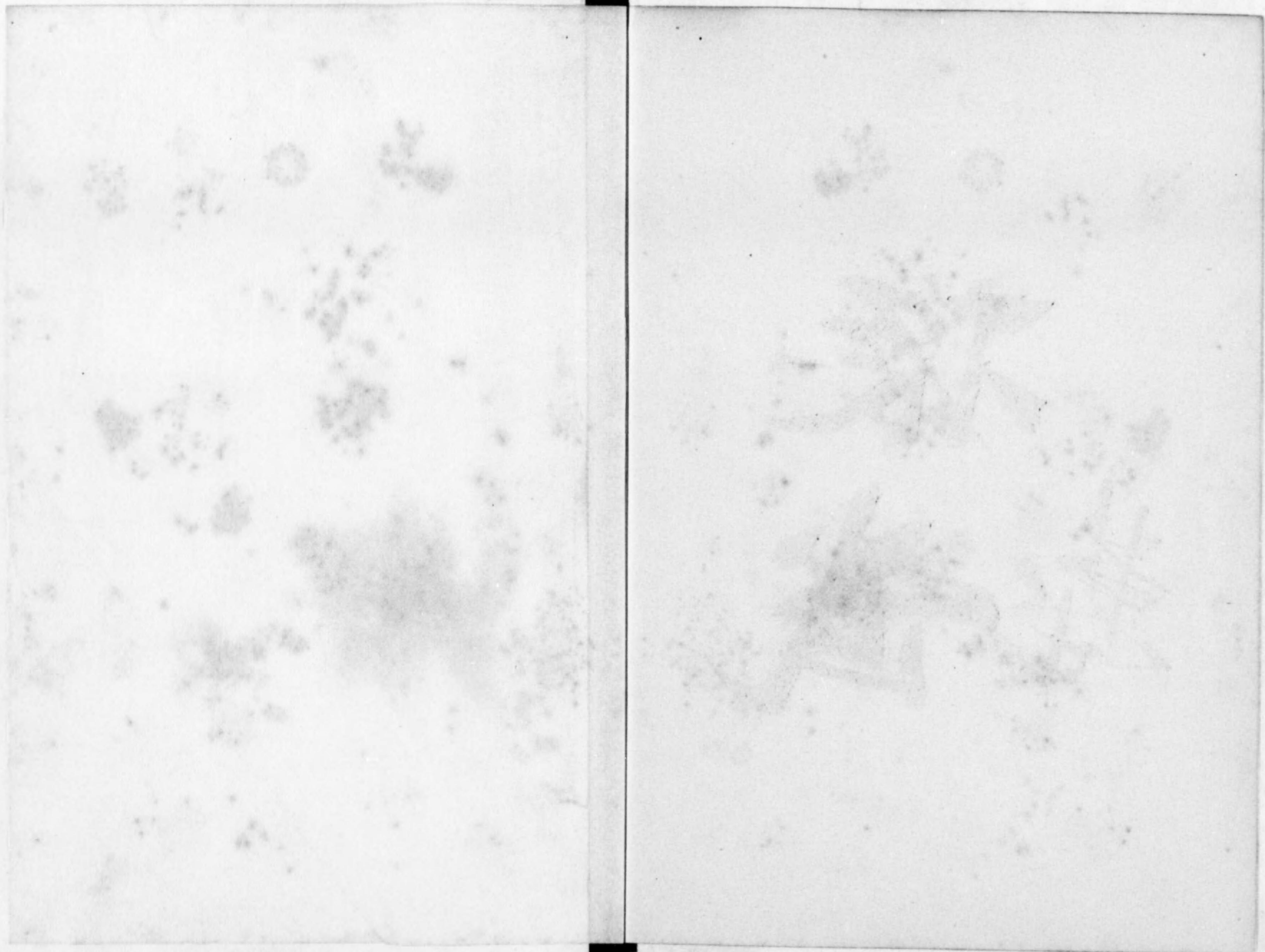
源護成



289.1M634Mm

振

武



新免先生自誠曰  
神與佛一敬而不  
賴焉曰臨事不動  
心是為日本武道

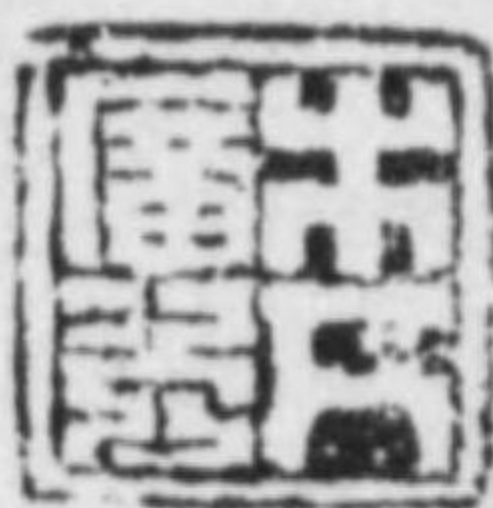
武藏肖像



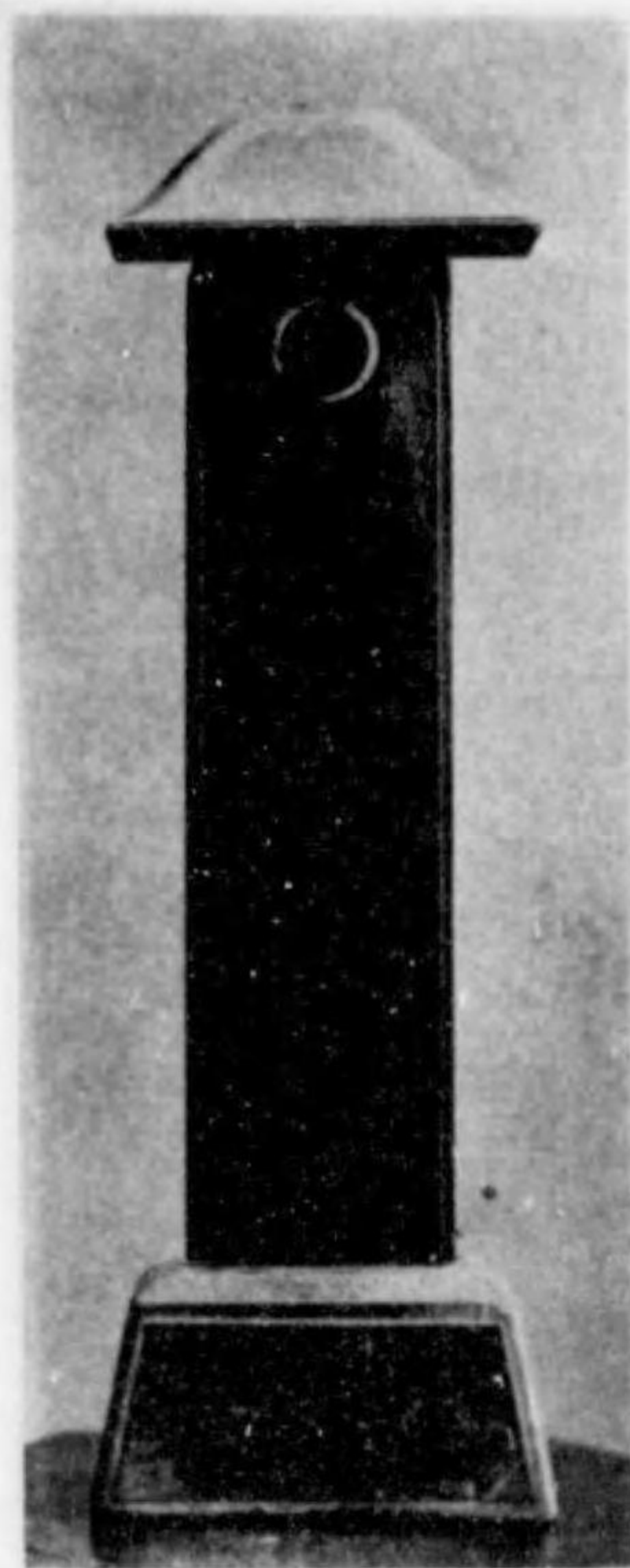
本色

大日本武德會副會長

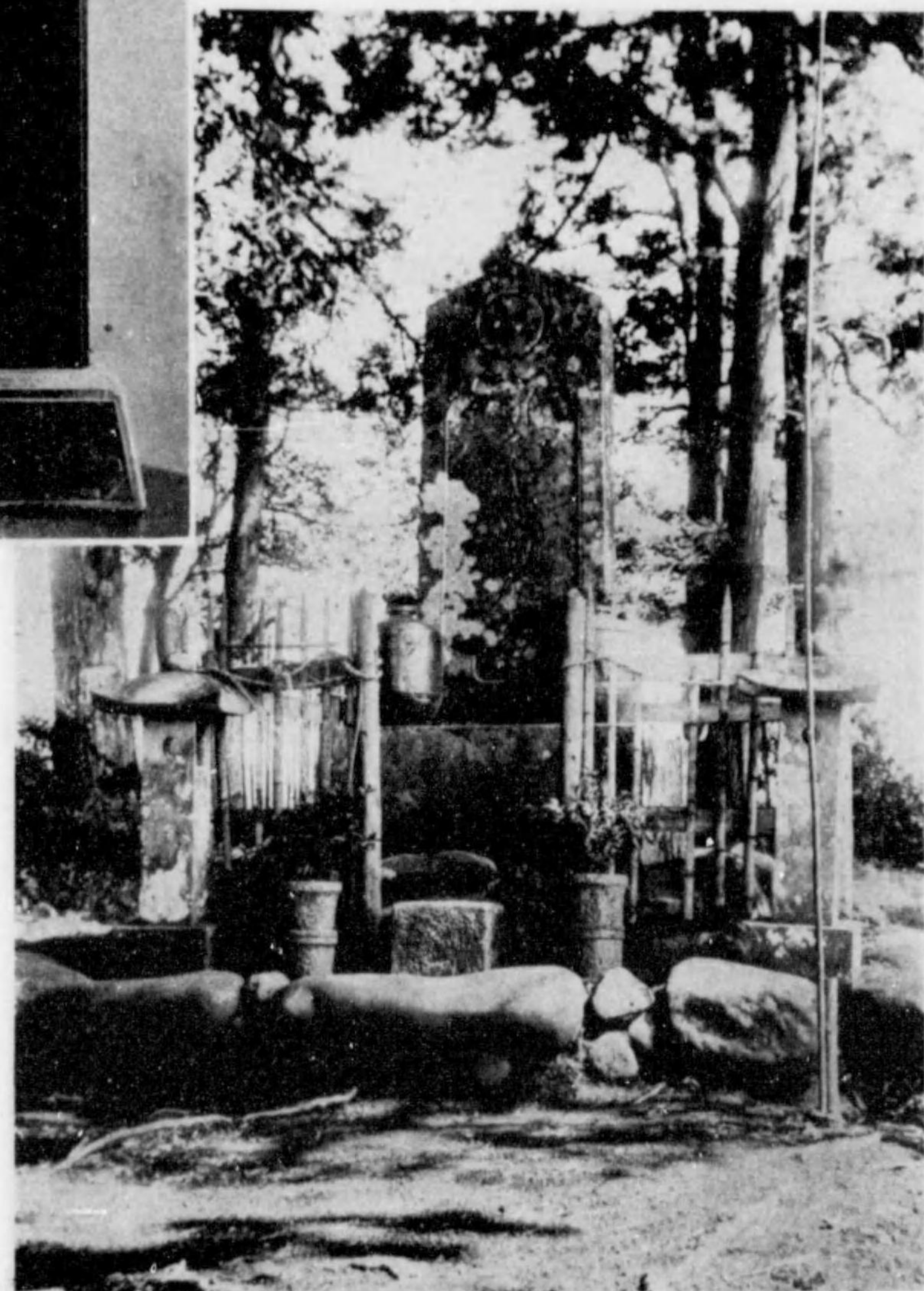
木下廣次



武藏碑



(泰原寺藏)



(贈寄氏田津) [リア=削弓字村田立郡託飽縣本熊] 武藏の墓



武藏自彫の作 (岩戸山蔵) (身長八寸餘)

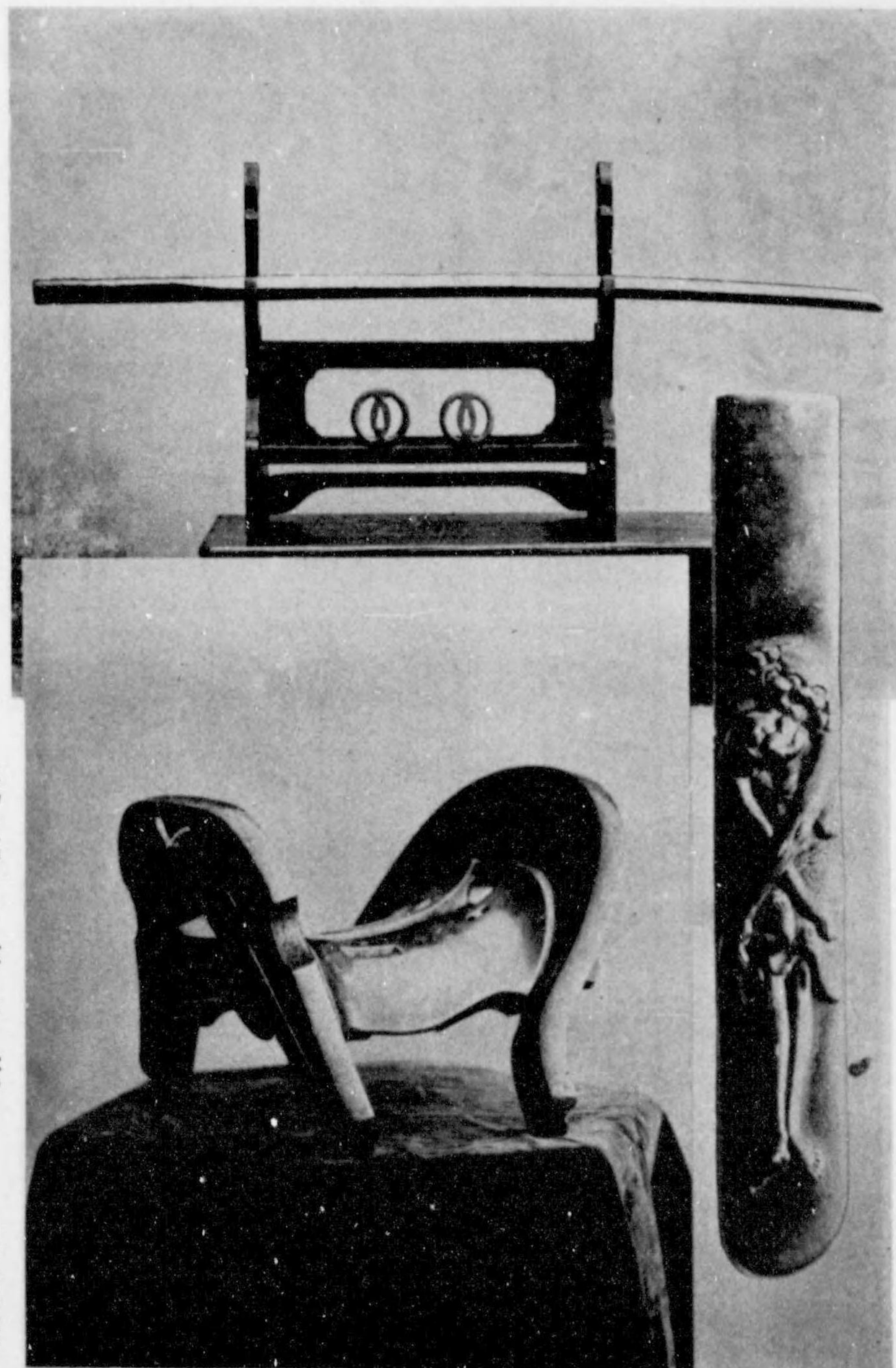


武藏八方睨達磨 (野田氏藏)



(藏氏淵大)

鑢并刀太木の作自藏武



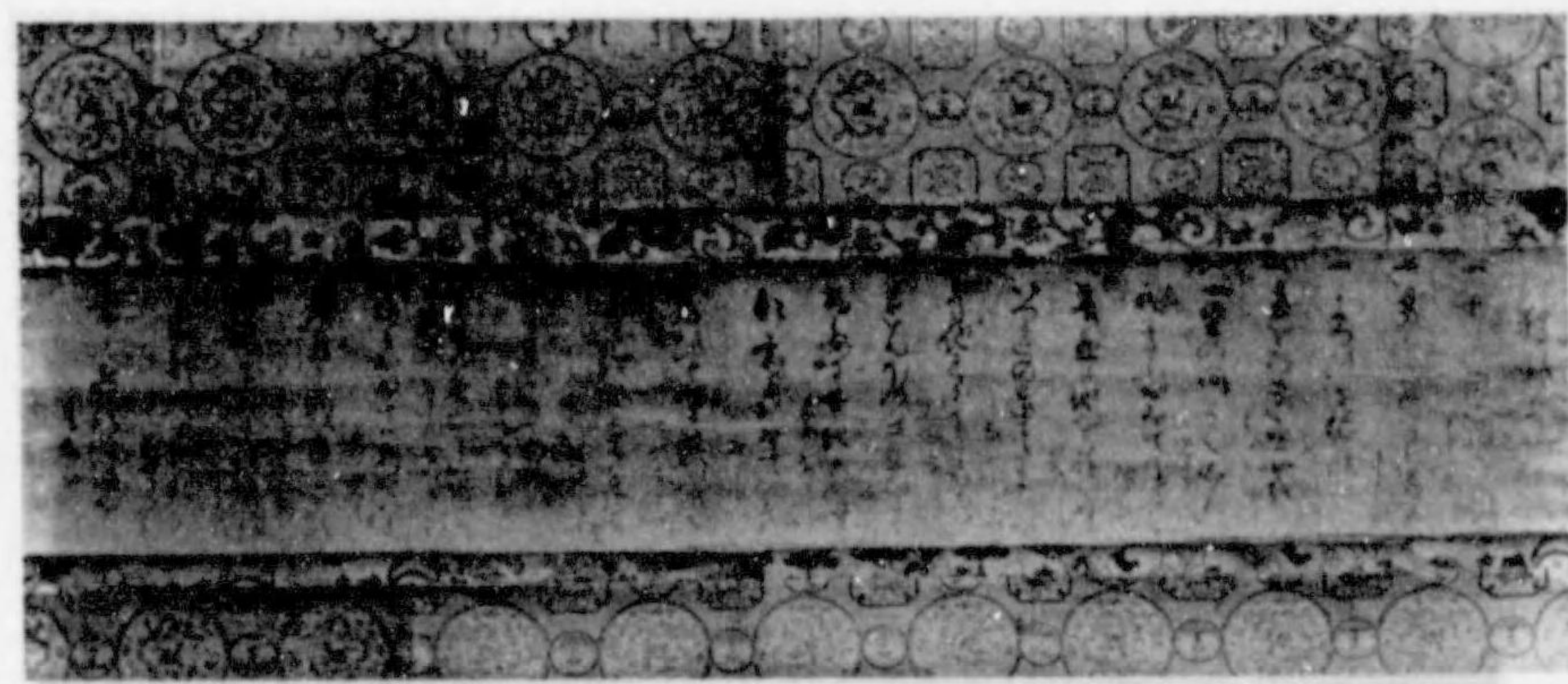
武藏自作の鞍

(松井男爵家蔵)

小柄の室

(島田氏蔵)

武藏自筆獨行道 (藏氏田野)



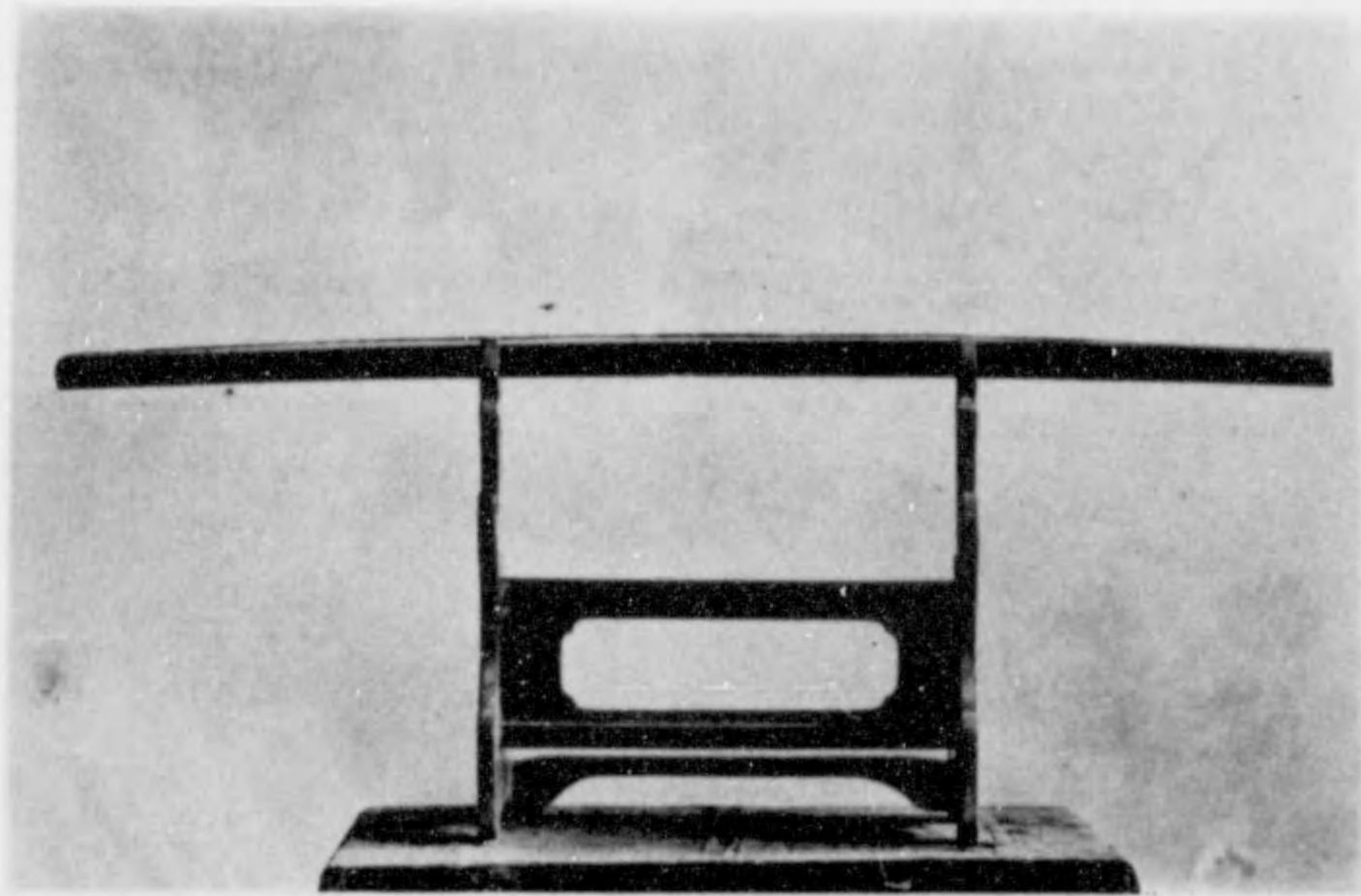
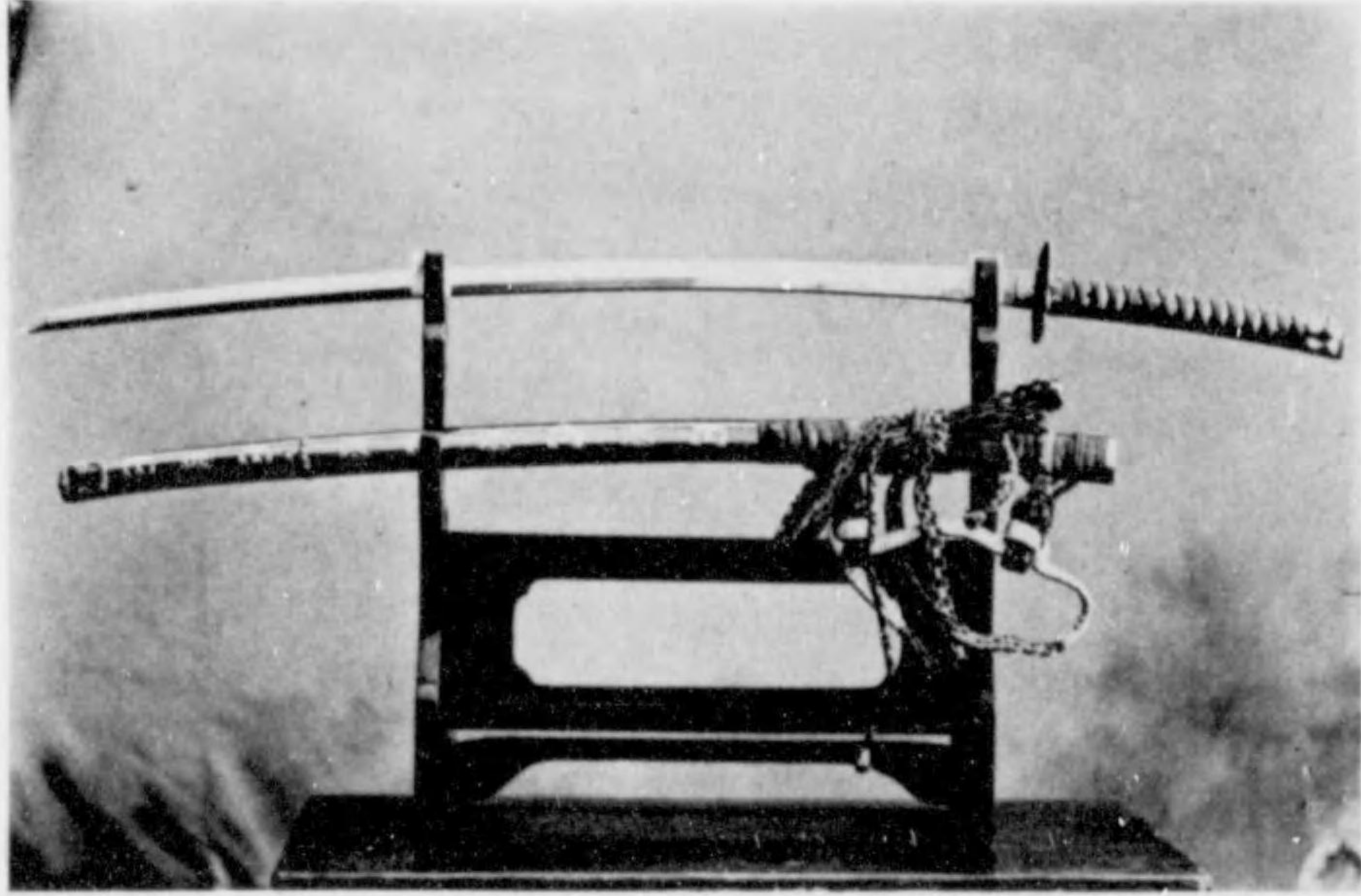
中設指掌圖解以掌為足心象之北極也星而奉  
 二指法樹立用以為象之五行而上改為火左攝為木  
 右攝為金下改為水中段為土位中央蓋木火金水  
 之四者所以強中與已故以中改為木且夫氣如陸  
 陽之運動以無止技如風雲之變故以無盡爾  
 鏡山居士原田空輔沐手拜字



(藏爵男井松)

武藏自筆

(藏氏村津)〔歩八尺三先鐔〕 刀るた斬を郎七又岡吉



ふ云と形雛の刀木し討を流岩

(藏爵男井松)〔歩八寸一尺四サ長〕

龍 筆 藏 武



(藏 氏 々 佐)

兵法卅五條の中(山尾氏藏)

一ニツの先と云ふ  
 ニツとは家も家も  
 二ツには家も家も  
 三ツには家も家も  
 四ツには家も家も  
 五ツには家も家も  
 六ツには家も家も  
 七ツには家も家も  
 八ツには家も家も  
 九ツには家も家も  
 十ツには家も家も

兵法序論  
 一、兵は國の大事なり  
 二、兵は國の大事なり  
 三、兵は國の大事なり  
 四、兵は國の大事なり  
 五、兵は國の大事なり  
 六、兵は國の大事なり  
 七、兵は國の大事なり  
 八、兵は國の大事なり  
 九、兵は國の大事なり  
 十、兵は國の大事なり

兵法論序(寺尾氏藏)

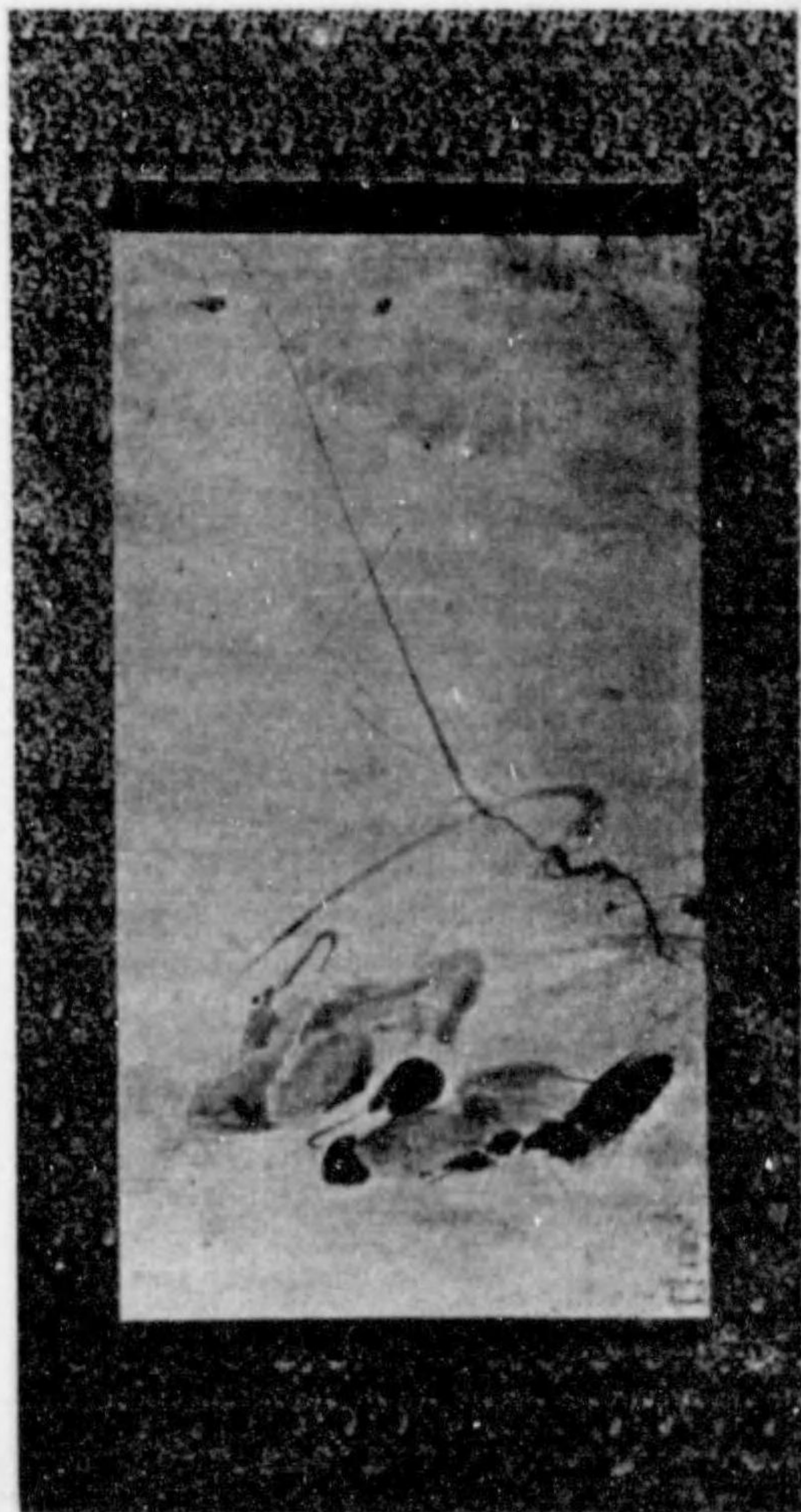
武藏藏畫

浮鷗

鷓



(藏氏田島)

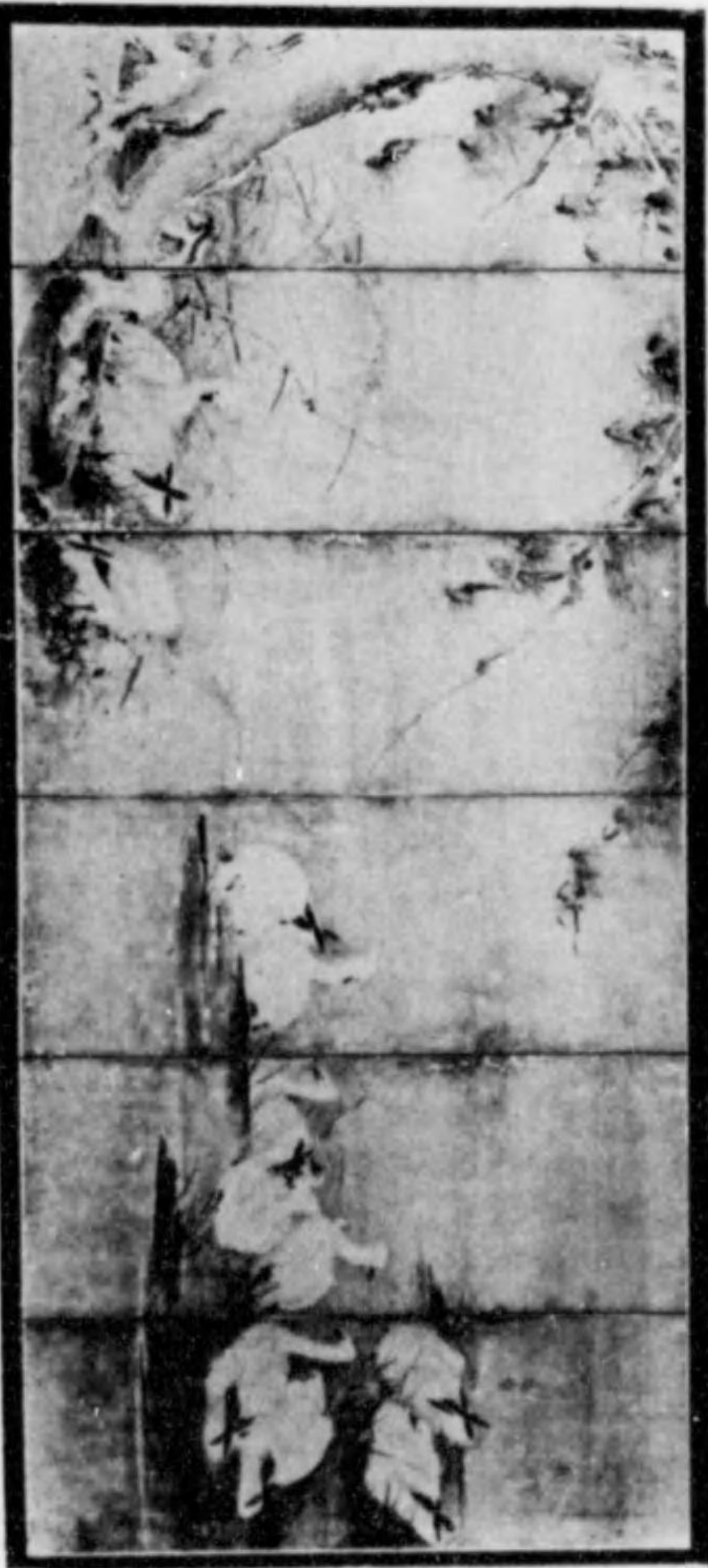
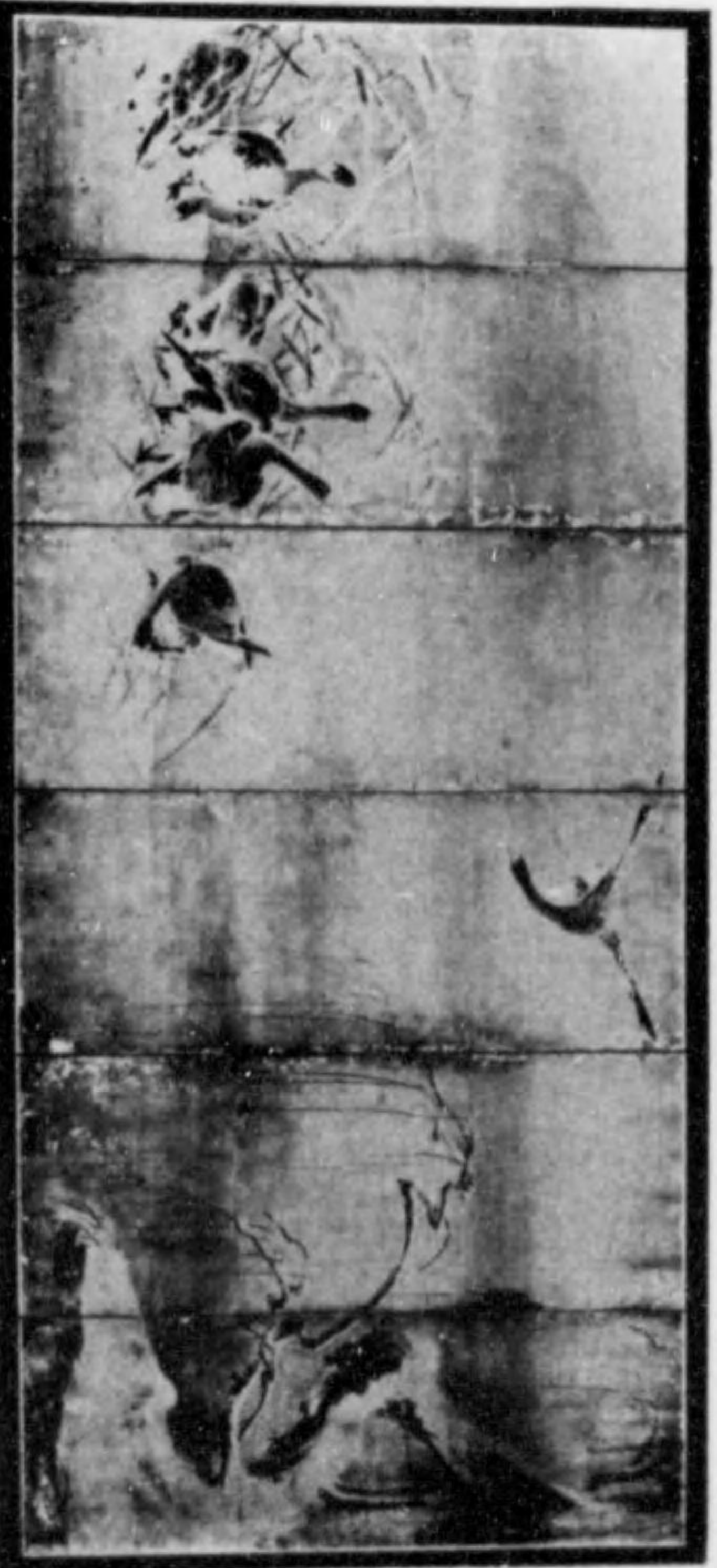


(藏氏藏紫)



(藏家 阿俣川細)

武藏筆蘆雁の圖



## 序

我が大日本帝國は、東洋の一孤島たりと雖も、古來曾て外侮を受けず、曩に世界の強國と戦ひて、これに勝ち、今や國光八紘に輝き武威六合に振へり、これかしこくも神聖英武なる我が

天皇陛下の御稜威に由るものなりと雖も、そもく、また國民の元氣旺盛、義勇奉公の念に富めるに由あらずばあらず、蓋し我が國開闢以來三千年上下心を一にし忠孝を崇び武を鍊り勇を養ひ、以て一國固有の特性を醸成せり、これを稱して大和魂といひ、たま武士道といふ、その名異なりと雖もその精神は即ち一なり、この道は實に我が國家の生命にして世界各國に比類稀なる處なり、

かくの如く偉大の勢力を有する大和魂といひ武士道といふは、必しも自然に發生せしものにはあらず、謹て按ずるに天祖夙に三種の神寶を天孫に授け、以て治國の要道とせしめたまひ、智仁勇の三徳を以て國民を統率せしめたまひぬ、大和魂武士道の發生また此に原せり、爾來幾多の偉人烈士は之を養ひ、之に培ひ、以て世界に比類なき發達を遂げ、我が帝國の名聲をして四方に光被せしむるに至らしめたり、然らば即ち吾人、生を今日に享るもの、是等前賢に報ずる處なくして可ならむや、

按ずるに慶長元和の頃大丈夫多かりし中に、我が宮本武藏玄信先生のごときは、文に明かに武に精しく、いはゆる斯道を培養せし偉人ならずや、先生幼より一意専心身を文武に

委ね、殊に劍道に達し、二天一流の祖と爲り、全國を漫遊して決闘六十餘回に及びしも、一度も敗を取られざりきといふ、しかも終身娶らず座禪修養して世を終らむとするに至りては、その風神崇高、誰か敬慕の念を發せざるを得むや、然るに世の先生を語るもの、多くは彼の巖流島事件を以てし、先生をして單に一個の劍客として、その真相を傳ふるものなく、又その墳墓のごときは、熊本城東の一丘、寒烟荒草の内に埋没して世に知るもの少し、たま〜來り弔ふものあるも、殆どその道だに分けがたき狀あり、

今や我が武大に揚り帝國の威名四方を震動する時に當りて、先生のごとく一生を斯道の培養に盡し、劍道一流をさへ残されたる人の跡をして、この儘に見過さむは、實に余輩

の忍びざる處なり、此を以て曩に宮本武藏遺蹟顯彰會を起し、先生の本傳を公にして、偽を正して眞を顯はさむことを志し、兼て先生の墳墓を展して、千歳の下に傳へむことを期せり、依て先づ池邊義象氏に謀りて、傳記編纂の事を以てし、同時に博く全國に檄して、その材料を徴したり、爾來月を閲せしこと殆ど十ヶ月、今やその編纂成りて將に之を上梓せむとす、余輩の志、此に於てその一を達したるものといふべし、

思ふに物質的文明の進歩は、動もすれば人心を浮薄ならしめ、隋弱ならしめ、併せてかゝる貴重の武士道をも輕視し、かかる偉人の蹟をも顧みざらむとするごとき傾向無きにあらず、これ大に寒心すべき事なり、今や先生の本傳成れり、世

のこれを読むもの、先生の眞相を知ると共に武士道の由來する處を考へ、自ら省み求むることあらば、また世教振作の一端とならざらむや、一言以て序と爲す、

明治四十一年夏

宮本武藏遺蹟顯彰會

例言

この書は我が熊本に起れる宮本武藏遺蹟顯彰會發起人諸氏の囑托に依りて編述せるものなり、

この編述について、余は昨年十月熊本に赴き、同會發起人中の長野一誠、高岡元真、大淵龍太郎、原田宣輔、島田恒信その他諸氏と屢々會合し、又東京に上りて津田靜一、北野直壯氏と交渉せしこと少からず、

材料の多くは右發起人諸氏の手にて蒐聚せられたるものによりたれども、編者一己として拾得せしものも少からず、その書目はいづれも卷末附録に掲げて他日の参考に供せり、

前述顯彰會發起人中の原田宣輔氏は、本年一月嚴冬を犯し

て單身美作に至り親しく宮本村を踏査し、直に我が京都の宿を叩きて有益なる材料を與へられ、又長野一誠翁は、本年七十五歳の高齢を以て、夏期炎熱の苦を凌ぎて、ことに上京し、編輯上懇なる注意を與へられたるは、尤も余の感謝する處なり、かくのごとくにして編述已に畢りたりと雖も、願れば雜說紛糾或は判断を誤りたるもあらむか、且は文章拙くして意を貫くこと能はざらむか、これ顯彰會員諸氏に對して汗顔に堪へざる極みなり、幸に高評を賜はゞ再板を待ちて増訂することあらむ、

四十一年八月上旬

編述者 識

# 目録

## 第一章 總論

(二頁)

武士道即固有道……武士道の歴史……武藏の獨行道……武藏傳の誤謬

## 第二章 武藏の祖先及生地

(九)

武藏の父母……平田無二齋……新免氏……無二齋本位田外記之助を殺す……武藏生地論……武藏屋敷……武藏の兄弟……二天一流を開く

## 第三章 武者修行を志す

(二九)

有馬喜兵衛との試合……秋山某との試合……武者修行に志す……吉岡との三度の試合……奥藏院と

の試合……夢想權之助との試合……柳生の士との  
試合……矢戸某との試合

第四章 巖流島の試合

(三三)

佐々木小次郎の本國その人物……長岡佐渡……巖  
流島の勝負……その批評及辯……志水伯耆……巖  
流島試合俗説辯

第五章 諸國漫遊

(五一)

正法寺の奇童……宮本伊織……宮本造酒之助……  
松平出雲守邸の試合……名古屋にての試合……圓  
明流……柳生兵庫と相見る……笠寺の碑……新豊  
寺の碑……下總行徳の墓

第六章 肥後侯に仕ふ

(七〇)

武藏の口上書……熊本奉行所日記……八代聞書……  
丹治峯均入道筆記……荻昌國の武藏論……氏井  
彌四郎……兵法卅五條……兵法論序……忠利公の  
薨去……寺尾氏……二天流系統圖……武藏流棒……  
春山和尙

第七章 死去

(一〇五)

病中の書狀……岩戸山靈巖洞の座禪……五輪書以  
下の配分……葬儀……墓參……遺言……長岡監物  
と伊織との往復狀……小倉城下の碑……位牌

第八章 逸事

(一一五)

繪畫……彫刻……書……著書……羅山の賛……容  
 貌……風采……體格……剛膽……手鍊……力量……  
 ……雜

(二四六)

第九章 五輪書  
 附 錄

宮本武藏遺蹟顯彰會陳列品目錄  
 引用書目

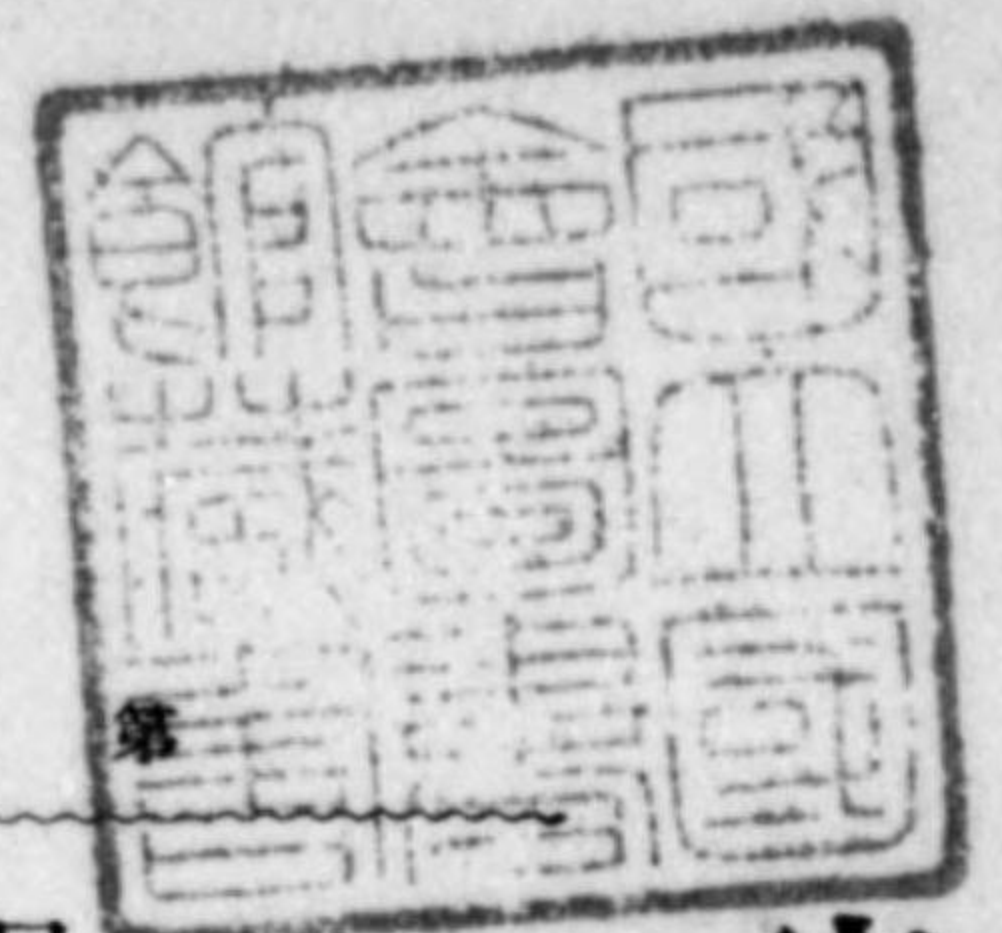
目 次

宮本武藏

第一章 總 論

目に非禮を視ず、口に非禮を言はず、耳に非禮を聽かず、これ  
 大丈夫の事なり、子と爲りては孝に死し、臣と爲りとは忠に  
 死す、これ大丈夫の事なり、是等専ら儒教の説く所なりと雖  
 も、我が國に於ては太古以來既にその道存せり、古語に神な  
 がらの道といひ、清き赤き正しき眞の心といへるは即ち是  
 にして、後に武士道といひ、汎く大和魂といへるもの亦これ  
 に外ならず、

神代に、武甕槌神は、經津主神の、出雲征討使に差さるゝを見



第一章 總 論



て、豈獨經津主のみ大丈夫にして、吾は大丈夫にあらざらむや」とて、共に赴きて平定の功を奏せり、神武天皇の皇兄五瀨命は、賊矢に中りて、その起つべからざるを知り玉ふや、劔を撫で、男建びしつゝ、慨きかも大丈夫にして、虜手に傷けられ、報いずして死なむと息卷せられ、日本武尊は、未だ御齡若きに、獨賊營に入りて、熊襲梟帥を刺し、西征功了り、席暖まるに暇なくして、東蝦夷を征せられ、伊吹の毒蛇を斬りて崩せられぬ、是等は上代の事實にして、その詳なること知るべからずと雖も、清き赤き正しき眞の心を以て、一身を君國に捧げられ、その節義の凜乎たりしを思ふべし、彼の大件、物部の族は、世々武を以て朝廷に奉仕し、大君の邊にこそ死なめ、緩には死なじ」と奮勵し、調吉士伊企儺は、韓國に捕はれ、新羅王

我が腎を喫へ」と叫びて死せり、かくのごとく難に臨みて避けず、義を見て進みしは、太古以來我が國民の最高徳義にして、必ずしも儒教に導かれ、必ずしも、武門武士の起るを待て然りしにあらざるを知るし、藤原氏文弱を以て世を率ゐ、爲に天下を誤りしと雖も、この道は野草林徑の間に光を存して、遂に鎌倉山に輝きそめたり、北條氏節儉を以て政を執り、禪學一たびこの道に加味せらるゝに至りては、その根底愈々深く、遂に抜くべからざるを致し、續いで足利氏となり、戰國となり、織豊二氏を経て、徳川氏に至りては、士農工商の階級明かに、武事は言ふも更なり、徳を修め道を論じ、いはゆる社會の上流は、武士を以て組織せらるゝことゝなりては、この道は是等の者の專有とな

り「武士の一言金鐵の如し」といひ、士たるものにあるまじき舉動といふがごとき、禮節廉恥は、士人みづからこれを任じ、農工商は、たとひ少々の過失ありとも、素より禮節廉恥を以て責むべからざるものとするに至りぬ、

花は普通名詞なり、梅に冠らせ、桃に冠らする、もとより嫌はず、然れども、單に花といへば、櫻に限れるは、この花の艶麗富膽、總ての草木の花を壓すればなり、中古の書に、山といへば、叡山を意味し、祭といへば、賀茂を意味するは、京都の天地に於て、この山、この祭、尤も重せられたればなり、忠孝仁義の道、禮節廉恥の道、もとより太古以來我が國民の行くべき道にして、決して一二階級の人の専有すべきものにあらずと雖も、世の變遷は武士を以て、重なるものとなし、花は櫻木人は

武士、國家の責任は、武士を以て負はしむることとき狀となれるが故に、この最高の徳義は、遂にこの階級の人の専有となり、いはゆる武士道の名目を生ずるに至りしなり、然れども、この道は決して國民の一階級にて専有すべきものにあらざるは上述のごとくになると共に、吾人の目撃せる二十七八年三十七八年の戦役に徴せば明ならむ、是等は近時軍隊教育の嚴格なる効果ともいふべけれども、古來のいはゆる、武士道、大和魂の素養なくしていかでかしからむ、嗚呼この道はたゞに武事にのみ用ゐるべきものにあらず、農工商事の大なるより、一般の小事に至るまで、これに培ひこれに據らずば、いかで國を興すことを得む、武士道なる哉、大和魂なる、哉、

宮本武藏は、如何なる人ぞ、目に非禮を視ず、口に非禮を言はず、耳に非禮を聽かざる大丈夫なりしか、孝に死し忠に死すべき大丈夫なりしか、この人嘗て獨行道と稱し、自戒の文十九條を自署して云く、世々の道に背くことなし(一) 萬づ依怙の心なし(二) 身に樂をたくまず(三) 一生の間欲心なし(四) 我事に於て後悔せず(五) 善惡につき他を妬まず(六) 何の道にも別を悲しまず(七) 自他ともに恨みかこつ心なし(八) 戀慕の思なし(九) 物事に數奇好みなし(十) 居宅に望なし(十一) 身一つに美食を好まず(十二) 舊き道具を所持せず(十三) 我身にとり物を忌むことなし(十四) 兵具は格別、餘の道具たしなまず(十五) 道にあたつて死を厭はず(十六) 老後財寶所領に心なし(十七) 神佛を尊み神佛を頼

まず(十八) 心常に兵法の道を離れず(十九) 武藏は素より劍道の達人にして、劍客を以て世に名ある人なり、然れどもこの自戒の文を味はゞ、その心いかに潔く、いかに強く、いかに名利を厭ひ、いかに貪慾を惡みしかを知るべし、寒流帶月澄如鏡とは武藏自から好みて常に書きたりといへり、この人の心またかくの如きものありしならむ、嗚呼武藏は一の劍客のみにはあらざりしなり、近世の偉丈夫なりしなり、富嶽の高きも雲霧これを蓋ふ時は、その姿を見ること能はず、世には宮本武藏といへば、かくのごとき偉丈夫なりしに拘はらず、直に巖流島を聯想し、巖流島を言ふものは、必ず仇討を言ひ、佐々木小次郎を以て、武藏の父の仇となし、武藏を以て、たゞ仇討に好運なりし一青年とのみ思へるが少から

ず、甚しきは武藏年少にして手熟せず、塚原卜傳に就て水月の傳を授かり、辛うじてこの復讐を爲せりといへるもあり、是等は年代をも考へざる戯曲講談等に語り傳へたる謬を受けたるものにして、恰も富嶽の真相を知らずして、雲霧の間、にその一角を認めて評するがごとく、素よりその眞を得たるものにあらず、巖流島の事、武藏の武藏たるを知るに足るものなきにあらずと雖も、俗説のごとく、武藏はこの島の事を爲さむために、一生を苦しめたるものにもあらず、又決して父の復讐にもあらず、いはゆる武者修行中、六十餘度の試合中のやゝ大事件たりしのみ、余は武藏の真相の世に隠れ居るを遺憾とするものなり、武藏を以て一の劍客とのみ語り傳ふるを遺憾とするものなし、

り、仍てこゝにその本傳を敘述し、この偉丈夫を世に現さむとす、見るものその崇高の神姿、雄健の氣象に觸れ、雲霧を排きて富嶽を望むごとき感あらば、編述のかひありといふべし、

## 第二章 武藏の祖先及生地

花笑ふ處鳥謠ひ、水清き處月宿る、物各々その因縁あり、白鳥は鳥を孕まず、虎は羊を生まず、武藏は一世の偉人なり、二刀兵法の元祖なり、いかでその基く處なからむ、傳ふる處に據れば、武藏はもと播磨赤松氏の族、衣笠氏の支流、平田氏に出づ、明應文龜の頃、平田將監といふものあり、劍道及十手の術に通じ、美作に來り吉野郡竹山城主新免氏に

仕へ、下莊村に居住す、新免伊賀守宗貫厚くこれを用ゐ、文武の師範とし、遂にその氏を與ふ、子武仁父の跡を嗣ぎ、新免及平田を稱し又平尾と稱し、無二齋と號す、殊に十手の術を極め、性頗る剛勇なり、宗貫また厚くこれを用ゐたり、平田氏系圖武仁の名漸々聞ゆると共に、京都將軍義昭公、ことにこれを召し、その劍道の師範役たる吉岡憲法と勝負を決せしむ、互に三度を限らせしが、吉岡一度利を獲、武仁兩度勝を制せり、公これを賞して、武仁に日下無双兵術者の號を賜ひぬ、これよりその名大に顯はれたり、二天記異本誌碑文初め新免家の家老に、本位田外記之助と云ふものあり、宗貫これを惡み、窃に無二齋に囑して殺さしめむとす、外記之助は、無二齋が劍術の高弟にして、且つ罪なきにより、再三その

囑を固辭せしかども、宗貫聽かず、無二齋止を得ずこれを諾して、外記之助が許に使を馳せて、明日兵法の極意を傳授すべきが故に來れといふ、外記之助喜びて來る、この日、たまたま親族の忌日なれば、中務坊といふ僧來りあひぬ、無二齋窃に事の旨をこれに告げ、且つ我は老年、外記之助は壯年大力なり、若し爲損ずることあらば我を援けくれよと言ひ含めぬ、かくて外記之助に酒茶など饗せしに、外記之助約の如く兵法の極意承らむといふ、無二齋これを別間に誘ふ、外記之助跡に従ひてゆき、帶劍は邪魔なりとて、入口に脱ぎおく處を、無二齋直にその手をおさへてこれを締む、外記之助、餘り締め過ぐといへば、無二齋上意なれば、汝を召し捕るなりといふ、外記之助驚き、剛力を出して捻ぢ合ふ處を、中務坊直

ちに起ちて、鎗を入れて外記之助の胸先へ突き込み、二三度  
 るぐりて弱る處を、無二齋その首を打取りぬ、宗貫大にその  
 功を賞したれども、是より後無二齋は反て一家中の妬を受  
 け家に籠居せりといふ、かくて後無二齋は同郡宮本村に移  
 住し、此の地に歿せり、武藏は即ち當時武勇の聞え高かりし  
 この無二齋の子なり、その剛勇なる基く所あるを知るべし、

摘取新免家侍覺書  
 東作誌及碑文

按に武藏の出生地及その年月に付ては大に疑ふべきものあり、東作誌、新免  
 家侍覺書等を總合し、及作州イノ英田郡宮本村の古蹟口碑等を參考すれば、疑ひ  
 も無く作州にて出生せしものなること本文のごとし、その證は現に英田郡  
 (古の吉野郡)讚甘村大字宮本に武藏屋敷跡存しもとは三十間四方にして石  
 垣ありしを寛永十五年公命にて取壊したりと云ひ傳ふ、その族類も残りて、  
 武藏の事を口碑に傳ふること多きのみならず、現に裔孫なる平田善兵衛、平

田藤藏あり、その藤藏方には寫しながら、原本は火災にかゝれりと云ふ、系圖  
 を藏せるに武藏の母の名をも記し、(一族宇野新次郎貞氏の女)且つ武仁の弟  
 に武助といふありて、その裔は今に武藏より與へられたりといふ、枇杷の木  
 刀を傳へ居れるあり、且つ元祿二年四月に宮本村庄屋甚右衛門より、大庄屋  
 又兵衛に書上たりといふ書によるに、宮本武仁其子武藏宮本村に浪人し居  
 り、遂に落付て在名を以て宮本を氏とせしこと見え、又武藏の姉を衣笠九郎  
 次郎の妻とし、その子に平尾與右衛門といふもの生れしことなど詳に見え  
 たり、又同郡大野村川上といふ處に、無二齋夫婦の墓ありて、無二齋なるは正  
 面に眞源院一如道仁居士、傍に天正八年四月廿八日とし、妻なるは同石面に  
 光徳院覺月樹心大姉、左傍に天正十二年十二月四日とし、又右横面に平田武  
 仁少輔正家、同左横面に同人妻於政、施主平田又右衛門とあり、この墓石は死  
 歿當時に建てしものにはあらざれども、無二齋夫婦の墓たることは疑を容  
 れず、たいいふかしきは、二天記に武藏の生を天正十二年三月とせることな  
 り、八年に死したる無二齋がいかで十二年に武藏を生まむ、況んや武藏は幼

少の時父に従ひて家業を習へりといへるをや、さればこの年代は孰か誤ならざるべからず、

又按に津山矢吹金一郎氏武藏の生地及年齢考に云く、  
 武藏正保二年六十二歳ニテ死ストスレバ、天正十二年ノ誕生ナリ、六十四歳ニテ死ストスレバ、天正十年ノ誕生ナリ、無二齋死亡後ノ子トナリ、事實ニ相違ヲ生ズ、無二齋小倉碑文中、將軍義昭公ノ、召ニ因テ、吉岡ト技ヲ試ミ、遂ニ日下無双兵術者云々ノ條ニアル如ク元龜年間、既ニ世ニ出テ、作州ノ傳モ元龜天正年間、宇喜多氏ノ驍將新免氏ニ屬シテ、各所ニ轉戦シ功勞アリシコト、又天正十七年宗貫ノ命ヲ受ケ、無二齋、本位田外記之助ヲ討取シ時、吾年老ヌ云云ト述ベシ等參照スレバ、老年ナガラ天正十七年マデ生存セシコト疑ナキガ如シ、故ニ天正十年、又ハ十二年ニ武藏ヲ生シヤモ計ラレズト雖ドモ、武藏幼ニシテ父ノ業ヲ承ケシコト各書ニ記録アレバ、少ナクトモ十歳位マデハ父生存セシコトモ亦疑ナキガ如シ、サスレバ無二齋ノ天正八年死亡ト、墓石ニ記セルハ、恐クハ天正十八年ノ誤ナランカ、

武藏天正十二年ノ誕生トシ、無二齋天正十八年ノ死亡ト假定ゼバ、武藏七歳ノ時父ニ永別シ、慶長五年十七歳ノ時、九州ニ赴キシコト、ナリ、小倉碑文、石田治部少補謀叛之時、武藏勇功佳名云々ノ時、方ニ十七歳ナリ、當時兩親ハ既ニ死亡シ、傳來ノ家記、武具ヲ親戚ニ托シテ、出發セシハ十七歳ノ時ナリ、是等ノ行爲ヨリ推測セバ、或ハ天正十二年ノ誕生トスルモ誤ナランカ、  
 武藏ノ年齢熊本ノ傳六十二歳、又ハ六十四歳ノ確證ナケレバ、或ハ天正初年ノ誕生ニシテ、正保二年七十歳前後ニテ死亡セシモノナラン、果シテ然ラバ、父死亡ノ時十五六歳ニテ、家督相續ヲナシ、關ヶ原役後、主家九州ニ仕ヲ求ルニツキ、武藏モ亦九州ニ赴キシトキ、二十五六歳ナリ、關ヶ原役武功アリシナド參照セバ、最モ事實ニ適切ナルガ如シ、  
 如上ノ推考ヲ以テ、忌憚ナク斷案セバ、武藏誕生ハ、天正初年ヨリ十二年マデノ間ニ相違ナキヲ以テ、當時無二齋ノ居所、即チ美作國吉野郡宮本村ニ出生セシコト疑ナク、又年齢モ、天正初年ノ誕生ニテ、正保二年ニ至テ七十歳前後ナルコト蓋疑ナカルベシト認定ス、(碑石ハ長文ナルニ係ハラズ、生年月及年

齡ヲ省略セシハ、當時既ニ事實判然セザリシモノト思料ス)

以上の説による時は、武藏はその生年月は明ならざれども、作州産なることは誰も疑を挿まざらむ、然るに武藝小傳、二天記等には、播州人と傳へ、且つ小倉なる武藏の碑文にも、播州英産とし、五輪書の序にも、生國播州、武士と記せり、碑文は、武藏歿後九年に、義子伊織が建てしものにて、文は武藏の親友肥後國泰勝寺春山和尚の筆に成り、五輪書は武藏自筆の物今に存せり、或は疎漏ありともいひ、自筆の書に、自分の生國を誤るべくもあらず、蓋し二天記、武藝小傳等に、播州人と記せるも、その基く處はこゝにあるべし、

然るに、この頃、播磨佐用郡平福村々長田住貞氏方傳來の系圖を得たるによれば、武藏の母は、別所林治といひし人の女にして、初め美作の平田武仁に嫁して、武藏を生み、後離別して播磨に歸り、田住政久に再嫁せり、この時武藏は幼少なりしが故に、いはゆる率子ソコとなりて、田住家に養はれ、こゝにて人と爲れるよしありて、同家には武藏の過去帳もあり、但しこの過去帳は死を聞きて、跡にて作れるものたるべく證とするに足らず、この村は、美作と境を接せ

る處なれば、かく互に往來せしなるべし、これを正傳とする時は、かの大野村の墓なる無二齋の妻於政は、無二齋の後妻にして、武藏の實母にあらず、又武藏は幼にしてかく母に連られ來りしが故に、後に美作の父のもとに歸り、劍道など修業せしも、みづからは播磨の人と思ひ居りしにや、又祖先の系は、本播磨赤松の支族なるが故に、播州の武士と記せるにや、猶よく考ふべし、

武藏幼名辨之助(田住家系には童名傳とあり)後政名また玄信と稱し、二天道樂と號す、父の氏を受けて新免と稱し、又在名により宮本ともいへり、天資曠達細行に拘はらず、家業を受けて、朝に鍛ひ夕に鍊り、思惟考索して十手の利、一刀に倍せるを知れりといへども、十手は常用の器にあらず、二刀は腰間の具なり、二刀を以て十手の理と爲すに、その徳違ふことなればとて、十手を改めて二刀の家となしつ、武藏常に



心を文武に馳せ、手を兵術に舞はし、或は眞劔を飛ばし、或は木戟を投ずるに、北る者走る者、逃れ避ること能はず、その勢ひ恰も強弩を發するがごとくなりき、かくて遂に二天一流兵法の元祖とはなれり、摘取碑文及二天記

按に、東作誌に云く、武藏幼年ノ時、荒牧ノ神社ニ遊デ、太鼓ヲ打ツ有様ヲ見、二本ノ撥ヲ以テ、左右ノ音等シキヲ感悟シ、十手ヲ以テ二刀ニ替タリト云フ、空室ニ杵ヲ釣リ置キ、是ヲ擊テ鍊磨スト云ヘリ」とあり、これ蓋し工夫の一端の傳はれるものか、

又按に、丹治峯均筆記に云く、武藏幼年より父が兵法を見こなし、常に誹謗す、無二子たりといへども、其事に依て心に叶はず、或時無二、楊枝を手づから削るに、武藏一間を隔て、居たり、無二その小刀を以て、手裏劔にて武藏をうつ、武藏面をそむければ、小刀は後の柱にたちぬ、無二甚怒りて、平日我が兵法をなみするは不都合なりと、更に手裏劔にて之をうたむとせしに、武藏又面を

そむけて遁れぬ、されど遂に父の怒にふれて、家を出て播州に至り、母方の叔父某の僧となれる菴にゆきぬ、時に九歳なり云々、この説上文なる田住家の系圖の参考となるべき心ちすれば疑はしきやうなれども附記す、

又按に、武藏の幼名はもとハタケゾウと唱へしを、後にムサシと改唱したりといふ、これを武藏守として記せるもの多きは、その流を汲む人々、武藏の國名なるよりその守のやうに誤り思ひて尊稱せしものにて、決してその國守に任ぜられたるにはあらざることは、碑文位牌等に守の字無きにて知るべし、又その姓は赤松の支族なるが故に源といふものあり、作州の傳説には菅原とせるもあれど、これも位牌に藤原とあるを正しとすべし、按ずるに新免氏は徳大寺家の後裔といへば藤原姓なること當然にして、武藏も新免氏を冒せるが故に藤原を名乗りしなるべし、

### 第三章 武者修行を志す

當時武者修行と稱するものあり、我が修め得たる武術を以

て諸國を歴遊し、その道に名ある者あれば、就て試合を求め、一人にても多く斃したるを以て譽ありと爲す、試合とはいへ眞劔若くは木刀を以てすれば、敗れたるものは死せざれば多くは不具に陥る、これ戰國の習にして、世人も敢て怪しまざる處なりき、是等の士は、ある時は戰陣に出で、我が好める方につきて功名を爲し、ある時は弱者を助けて、強者を挫ぐ事を爲すなど、氣節義俠を以て世に立ちしものなり、素より定まれる主とてもなく、或は更に主家を辭してこの修行を志すものもありて、その數も頗る多かりしがごとし、武藏が武者修行に志し、はいつの年なるか、明かならざれども、その十三歳の時、播州に於て新當流の名人有馬喜兵衛といふものと試合して、勝ちたることを記せば、二天記その志

を起したりしは少年時代なりしなるべし、この有馬は有馬豊前守の一族といふ、豊前守は、刀槍の達人にて有馬大和守乾信に學びしものなり、乾信は松本備前守政信の門にして、政信は常陸の飯篠長威齋より、いはゆる天眞正傳の神道流を受けしものといへり、豊前守は徳川家康公に仕へたりしが、後命に依て、頼宣卿に仕へて、紀州に赴けり、二天記武藝小傳か、る名門の族なれば喜兵衛も必ず非凡の士なりしなるべし、丹治峯均筆記に、本文の事を記して、新當流の兵法者有馬喜兵衛といふもの播州に來り、濱邊に矢來を結び、金みがきの高札を立て、試合望次第可致旨を記す、武藏同輩の童と、手習にゆきてかへるさに之を見て、手習筆を以て高札に墨を塗り、何町何方に居る宮本辨之助、明日、試合可致旨記して、僧庵にかへりぬ、暮に及で、喜兵衛より使者をさして、御望のごとく明日、試合可致と申しこしぬ、僧大に驚きて、使者に對し、幼年の者わるさいたしたる事なれば、是非

ゆるしくれよといふ、使者自分は使ひなれば、とかくの返答なしがたし、喜兵衛に面談せらるべしといふに、僧使者と共に喜兵衛の旅宿に趣き、右の旨を申して断りぬ、喜兵衛、そは尤の事なれども、播州にて高札に墨ぬられたりとありては、拙者の面目立たざれば、明日ともかくも、場所まで、同道ありて、稠人衆座の前にてこの事仰られよ、然らば幼年のわるさと分り、拙者の面目にも拘らじといふ、僧かへりて武藏を戒め、翌日連れゆかむとするに、武藏よしもなき骨折をせらるゝものかなとて、脇差一本をさし、椽の下をのぞきて、薪の中より六七尺ばかりの棒一本取出し杖につきてゆきぬ、喜兵衛は早々よりゆき、矢來の中に待ち居ぬ、群衆山のごとし、僧、喜兵衛に向つて昨夜も申し、ごとく、幼年のことなれば、試合は平に御免下さるべしといふ中に、武藏矢來戸をおしひらき、喜兵衛とは其方か、さあ試合參らむと聲をかけ、走りかゝりて杖を以て打つけぬ、喜兵衛も立上り、抜打に切りつけぬ、かくて暫し闘ひしが、武藏杖を捨てかいくつて組みつき、喜兵衛を頭にあげて、真逆さまに落とし、杖を以て十四五打ちければ、即時に死にたり、諸人感歎の聲止まず、武藏こ

こに於ておもへらく、我が命を捨て、踏込んで打つければ、敵に勝たざることはなしと、程なく庵を去りて、武者修行に出でゆけり云々、講談等にもこの事を傳へいへど、いさゝかうなづかれぬ心ちす、姑らく記して疑ひを存しおく、

十六歳の時、又但馬國の強力の兵法者秋山某と試合して勝ちたりといふ、關ヶ原の役には、軍功をあらはせること世の知る處なりと、二天記に記したれど、未だ傍證を見當らず、思ふに主家新免氏は宇喜多家に屬したれば、武藏も必ず之に屬して矢石の間を奔走せしなるべく、不幸にして主家悲運に陥りし爲、その傳を失ひたるものならむ、かくて後新免氏は黒田家に仕へて遂に筑前にゆきたれば、武藏もまづこれに赴き、更に諸國遍歴武者修行を行ひしにや、

按に、東作誌宮本村の條に云く、宮本武藏は九十年以前に、當村出行仕候、其時

分家之道具系圖證文等、與右衛門に渡し、其後九郎兵衛請取、此人耕作勝手に付、宮本より十町計り下へ罷出、農人仕居候といひ、また武藏浪人之節、家之道具十手三鎖素槍、家の系圖、嫡孫左衛門に渡置候由、六十年以前に、九郎兵衛時代に焼失仕候と、又同村森岩長太夫家藏、木刀一本、宮本武藏政名所持長三尺六寸五步、厚ミ一方ハ四步五厘、一方ハ二步五厘、正中ニ稜アリ、此處ニテ厚サ五步上下共ニ端圓ニシテ首尾相同ジ、枇杷ノ木ナリ、色黒ク大ニ煤付テ古ビタリ、相傳フ宮本武藏武者修業ニ出立ノ時、森岩彦兵衛、中山村ノ鎌坂ニテ見送ル時、武藏突キタル杖ヲ森岩ニ與ヘテ離別ヲ告グ、則木劍ナリ、外ニ武藏ガ念ズル觀音ノ小像モ有シガ、近年紛失シタリトモ云、森岩ハ至テ舊家ナリトイヘリ、出立當時の狀髣髴として知らるべし、

又新免家侍覺書に、新免伊賀守殿内、六人衆、内海孫兵衛尉、安積小四郎丞、香山半太夫丞、船曳杢右衛門丞、井戸龜右衛門丞、木南加賀衛門丞の名あり、今按ズるに、以上六人の子孫肥後宇土侯の臣として、その家今猶現存せり、その口碑に傳ふる處によれば、是等六人連にて小倉に來り、同居して馬鞋を作りて、久

しき間の資とせしが、漸くその評判高くなりぬ、この事領主細川三齋公の上聞に達しければ、公六人をめし出して、千石を以て抱へむといはれしに、内海の老母いかに零落したればとて、一人二百石にも足らずして奉公することは忍びがたしと云ふ、爰に於て内海を千石に、外五名を各二百石にて抱へられぬ、さて御目見えの時、人ありて別に手當を賜はらずば、登城の服装等いかああらむといふものありしも、公きかれずして、まづ黙視すべしとありしが、果して登城に際しては、六人ともに恥かしからぬ出立なりき、この時公いかで各ども、若し手當を遣はしたらんには、反て恥をかきしならむといはれたり、とか、是にて思ふに、宇喜多氏滅びてより、新免氏は去りて黒田家に仕へたるに共に、その家士等も、多くは九州に來り、かく諸家に仕へたりしものなるべし、されば、武藏が武者修行を志して家出せしも、この間にやあらむ、一旦九州に赴きしことは疑を容るべからざるがごとし、

(宮村出雲守丹後田邊籠城覺書、及細川家記録に依れば、井門龜右衛門は田邊城寄手の一人にして、赤松左兵衛の物頭たり、同城開城の後、幽齋公寄手の中

に白赤横段々筋の母衣掛けたる武者殊の外働振よかりしかば、誰人なるかと尋ねられしに、井門龜右衛門なる由分りたれば、敵ながらも天晴の武士よと褒められしを、三齋公の時に至り遂に召抱へられたりとあり、本書小倉云々の記事あるは、程なく關が原も敗れて西軍不利に陥しかば、新免氏と共にかく流浪せしものと見えたり、記して参考に供ふ。

武藏廿一歳の時といふ、京都に上り、父無二齋が縁故もあるを以て將軍家兵法の師範役吉岡家について試合を望みぬ、時に憲法は既に没して、子清十郎家を繼ぎて劍名あり、即ち出で、洛外蓮臺野に於て勝負す、清十郎は眞劍、武藏は木刀なりしが、一撃の下に清十郎を倒して息を絶えしめたり、門人等驚き畏れ、清十郎を板に載せて宅に歸り、服藥せしめしが、幸にして蘇生す、然れども清十郎は、面目なしとや思ひけむ、この後兵法を捨て剃髮せり、清十郎の弟に傳七郎といふ

あり、兄の恥かしめられしことをくやしがりて、武藏と又洛外にて試合せり、傳七郎は屈強の大力なれば、五尺餘の木刀を以て立ち向ひしに、武藏頓にこれを奪ひ取りて、したゝかに撃ちければ、傳七郎忽に死せり、吉岡家にては重ねくの不首尾を、いかに悔しとおもひけむ、門弟等相集り議して、清十郎の子、又七郎といふを押し立て、更に武藏に向ひ、洛の東北一乗寺藪の郷、下り松のほとりにて試合をせむことを申し込みぬ、

武藏の門人等、この事を聞き、こは容易ならざる大事なり、師いかに兵法の極意を得られたりといへども、一人にて數十人に敵すべからずとて、その許におしかけて、口々に云ひけらく、この度の御試合こそゆゑ、しき大事とは存ずれ、又七郎

は我が師を以て、父の仇、叔父の仇とし、彼の門人等は悉く師の仇とせり、さればその數も多く、弓矢兵杖を携へて、必ず師を討留めむとすと聞きぬ、願くは我等を従へさせ候へ、且つや師を一人危地に赴かしめむは、我々門人の忍びざる處なりといふ、武藏これを聞て、その志忝しといへども、彼等の鼠輩、いかにその數ありとも何かあらむ、且つや各等を引率しゆかば、黨を結びて戦ひを催すことゝならむ、これは公家の大禁なり、慎まずばあるべからず、若し一人にても従ひ來るものあらば、反つて我を罪に陥るゝ道理となるべしとて、嚴にこれを退けぬ、

武藏、つくづく思ふやう、我曩に清十郎、傳七郎と會せし時は、いつも後れてゆきたり、こたびは是に引きかへ、先に行かむ

とて、雞鳴の頃獨歩して出てゆきぬ、道に八幡の社あり、武藏おもへらく今幸に神前に來りぬ、いかで勝利を祈らざらむやとて、進んで社壇に至り、神前に下れる鰯口の緒を取り、將に振り鳴さむとして、忽ち思ふに、我常に神佛を尊んで、神佛を頼まずと誓へり、今この難に臨んで、いかに祈るとも神何ぞ受けたまふべき、嗚呼拙き心なりけりと、いたく慚愧して、社壇を下りしに、後悔忽ち至り、汗流れて足の踵に及びぬ、即ち直に馳せて一乗寺の下り松に到りしに、夜いまだ明けず、四方寂々たり、依て松蔭に暫く休らひて待つ處に、又七郎案のごとく門弟數十人を率ゐ、提燈を照らし歩み來りつゝ、打笑ひながら、武藏は此度も亦遅れて來るべし、心にくき彼の松蔭、いざやいこはむなどいふく、近づき來るを、武藏、やあ

又七郎待ちかねたりと大聲にいひさま、大勢の中に割つて入る、又七郎驚きあわて、抜き合せむとする處を、眞二つに斬殺す、門弟等我にもあらぬ心ちして、槍又は半弓を以て突きかゝり、射放ち、劍を抜いて切りかゝると雖も、武藏悉くこれを薙ぎ拂ひ、追ひ崩しければ、孰れも命からくゝにて逃げ去りき、この時武藏は僅に矢一筋を袖に留めしのみにて、小疵だに負はず、威を震つて歸りけり、武藏後にこの事を人に向つて、事に臨んで心を變ぜざるは難き事なり、我危くも神明に頼まむとせしことよと語りきとぞ、蓋し武藏が獨行道に神佛は尊し神佛を頼まずと盟つるを思ひ出し、なるべし、かくて吉岡家は斷絶しぬ、碑文及二天書

按に史料叢書所收福住道祐貞享頃義天和尙に、代りて作れりといふ吉岡傳

に、盛に吉岡の勇力を敘して、武藏の事に及びたるものあり、事實疑はしければ採らず、

同じき頃、南都寶藏院胤榮の弟子に奥藏院といふ日蓮宗の僧ありき、槍術に妙を得たり、武藏巡行してかしこに到りし時、僧試合を望みたりしかば、武藏は短き木刀、僧は槍にて立合ひたり、僧は得意の術を屢々振ひしかども、嘗て利なく、終に武藏に降り、且つその技術の勝れたるを感じ、院に留めて饗應優遇してその談を聞きたりといふ、二天記

按に奥藏院は寶藏院の邊にあり、胤榮死後、後嗣權律師神榮房胤舜は、奥藏院について故胤榮の槍術の妙を受け得たりといへば、奥藏院も入神の技ありしなるべし、武藝小傳然れども、武藏には一度も勝を獲ざりきといへば、武藏の技のいかに勝れたりしかは知られなむ、

いつの頃にか、武藏江戸に到りしに、夢想權之助といふもの

來りて試合を望む、この時武藏は揚弓を細工し居りければ、直にその割木を以て向ひしに、權之助は木刀にて向ひたり、武藏、權之助に向つて打かゝり給へといへば、權之助會釋もなく打むとするを、武藏一撃に打ち倒しき、權之助詞もなくして遁げ去りきとぞ。二天記

同じく江戸に在りし時、柳生流の士に、大瀬戸、辻風といふ二人、武藏に勝負を申し込む、武藏即ち立ちむかひしに、大瀬戸進んで撃むとするを、武藏早くその先を撃ちければ、大瀬戸忽ち倒れぬ、辻風續いて打てかゝりしに、いかにしたりけむ、後方に倒れ、椽先の手水鉢にて背骨を打て氣絶せり、この辻風といふは、極めて強力なりしよしなり。二天記

ある時、武藏伊賀國にて、矢戸某といふ鏢鏢の達人に會し、野

外に出て、勝負を決す、矢戸鏢を振り出す處を、武藏短刀を抜き投打に、矢戸の胸を貫く、矢戸働かむとすれども働かれず、直に斬られたり、矢戸の門人等、之を見て大勢切てかゝれども、武藏は、すかさず切り崩せば、各四方へ遁走するを、武藏追ひもせず、悠然として歸り來れりといふ、同上

所謂武者修行中は、我より求め、人より乞はれてかくの如き勝負を爲したりしこと、自から記して六十餘回とし、しかも一度も敗を取りたることなしといへり、いかにその修養ふかく、臨機應變の妙を得たりしかを想像すべきなり、

#### 第四章 巖流島の試合

慶長十七年四月、武藏は京都より豊前小倉に來りぬ、當時小



倉の大守は、細川忠興公(三齋)なり、その家老に、長岡佐渡興長といふあり、この人は嘗て武藏の父、新免無二齋の劍道の門人たり、故に、武藏はこれに縁を求めて、來れるなるが、その目的とする處は、巖流佐々木小次郎といふもの、今細川家に抱へられて、劍名かまびすしかりければ、これとその技を較べむとにぞ有ける、

そもく、佐々木小次郎とは、いかなる人ぞといふに、越前國宇坂の庄、淨教寺村の産にして、天資豪宕、壯健無類ときこえしものなるが、同地の富田勢源といふ劍客の家人なり、

按に、富田勢源は、五郎左衛門入道と稱し、富田九郎右衛門の孫、治部左衛門が長子なり、治部左衛門は、父の跡を繼ぎ、その術輕捷を以て稱せられし人なり、五郎左衛門、その跡をつぎ、刀槍の術に達せしといへども、眼病によりて、弟治部左衛門に跡を譲り、みづからは剃髮して、勢源と號し、永祿三年五月に國を

出で、美濃に住みたり、この人、國主齋藤義龍の命により、常陸人梅津某と決闘して勝ち、大に武名を世にとり、ろかしたり、委しくは富田傳書小傳書にあり、

幼少より、稽古を見覚え、長ずるに及で、勢源が打太刀を勤む、勢源は一尺五寸の小太刀を持ち、小次郎に三尺餘の太刀をもたせて、常に試合せしが、小次郎やうく、その技熟するに至り、後には勢源が高弟等一人も小次郎に及ぶものなきに至れり、こゝに於て小次郎一日勢源が弟治部左衛門と勝負せしが、これにもまた打勝つたり、小次郎大に我が技能の勝れたるを誇り、勢源が許を缺落して、自から一流をたて巖流と號せり、さて武者修行を志し、諸國を經回して、名高き兵法者に會し、數度の勝負を試みしに、一度も敗るゝことなかりき、かくて遂に豊前小倉に來りけるが、三齋忠興公これを聞

き、小次郎をとゞめて、藩士にその術を習はしめらる、こゝに於て巖流の名、洽く世にあらはれたり、二天記、武藝小傳武藏は曩に吉岡に勝ち、こゝに佐々木小次郎あるを聞き、長岡佐渡に便りて、その試合を求めむとするなり、佐渡即ち事の旨を、太守に上申して、武藏は故無二齋が遺子にして、武者修行を志すものなることを以てす、太守直に之をゆるさる、依て日時を定めて、小倉の絶島船島一名向島に於て、勝負を決せしむることゝなりぬ、この島は豊前と長門との境、小倉より舟行一里の處に在り、かくて前日府中に觸ありて、この度の勝負雙方の最負及遊觀等を嚴禁すべき旨を以てす、佐度即ち武藏に告げて云く、明日辰の上刻船島に向はるべし、且つ佐々木は太守の船にて遣はさむ、汝は我が船にて渡ら

るべしと、武藏喜色面に溢れ、願望達せし事を謝す、然るに夜に入りて、武藏去りて跡なし、遍く府中を尋れどもゆくへ知れず、人々云く彼みづから願ひしと雖も、逗留の中、小次郎が技藝の絶妙なることを聞及び、窃に臆して遁れたるならむと、佐渡いかんとも爲むかたなく、やゝ面目を失ひ、茫然として臍を嚙むに至りしかども、家士に命じて、我れ熟々おもふに、武藏は懼れて遁るものにはあらず、若し遁げむとならば、何ぞ今日を待む、これには必ず仔細あるべし、彼は先日下の關に着いて、翌日こゝに渡り來れり、明日も下の關より向島にわたらむ心がまへなるも知るべからず、急ぎかしこに人を遣はして、探し見よといふ、即ち飛脚を遣はして、下の關を尋ねしかば、果して問屋小林太郎左衛門といふ者の家にあ

りき、飛脚急いで事の旨を武藏に告ぐ、武藏即ち佐渡に一書を呈して云く、

三八

明朝、試合之儀に付、私事其許様御舟にて向島に可被遣旨被仰聞、重疊御心遣之段辱く奉存候、然れども此回私と小次郎とは、敵對の者にて御座候、然るに小次郎は、忠興様御船にて被遣、私は其許様御船にて被遣候旨に御座候處、御主人に被對如何敷奉存候、此儀私には御構不被成候て可然奉存候、此段御直に可申上と存候へとも、御承引なさる間敷存候に付態と不申上候間、爰元へ參り居申候、御船の義は幾重にも御斷り申上候、明朝は爰元船にて向島へ渡候事少も支無御座候、能き時分參り可申候間、左様に可被思召候以上、

四月十二日

宮本武藏

佐渡守様

佐渡この状を請け取り、始て安堵の思ひせり、さても翌朝に至り、日高くなるまで、武藏起きず、亭主小林太郎左衛門、心元

なく思ひ、最早辰の刻に及ぶべし、起きたまへといふ處に、小倉より飛脚來り、小次郎は先刻渡りたり、早々渡海あるべしと促す、武藏程なく參るべきよし、返答し、ゆるく起上り、手水し飯をくひ、亭主に請ひて、艫を求め、木刀を削る、この間、又々、小倉の飛脚來りて、渡海を促がす、武藏徐に立上りて、絹の袴を着、手拭を帯にはさみ、その上に綿入を着て、小船に乗りて漕ぎ出でたり、梢人は太郎左衛門が家奴一人なり、さて船中にて、紙捻をして禰にかけ、彼の綿入を覆ひて伏せり、是より先、島には檢使警固の者をさし遣はされたれば、號令頗る嚴重なり、巳の刻過る頃に、武藏の乗船到着す、即ち船をば洲崎に停め、武藏は覆ひたりし綿入を脱ぎ、刀は船に置き、短刀をさし、裳を高く褰げて、彼の木刀を提げ、素足にて舟よりお

り、波打際を涉ること數十歩、ゆく／＼帯に挟みし手拭を取  
て、一重の鉢巻を爲す、小次郎は、猩々緋の袖無羽織に、染革の  
立附を着し、草鞋を履き、備前長光の三尺餘の刀を帯びて待  
ちつかれたる體なり、武藏の影の向ふに見ゆるや、憤然とし  
て進み、水際に立て云ひけるやう、我は期に先ちて來れり、汝  
何ぞ約に違ふことの甚しき、嗚呼汝おくれたるかといふに、  
武藏は聞えぬふりして默然たり、小次郎益々怒り、今は堪へ  
かねたるにや、霜刃を抜いて鞘を水中に投じ、猶進みよりて、  
その近づくを待つ、時に武藏水中に踏み留まりて、莞爾と笑  
つて小次郎負けたりといふ、小次郎怒りて何が故に我負た  
るかと問へば、武藏、勝たば何ぞその鞘を捨むといふ、小次郎  
いよく／＼怒り、刀を眞甲に振りかざして、武藏が眉間を打つ、

武藏も同じく打出したるに、その木刀早くも小次郎が頭に  
當りて、立所に倒れぬ、初め小次郎が打たる太刀は、その切先  
武藏が鉢巻の結目にあたりて、手拭二つに分れて落ちたり、  
武藏木刀を提げながら倒れたる小次郎を見つめありしが、  
暫く立ちて又振り上げて撃むとする時、小次郎伏しながら  
横に拂ひしかば、武藏の袴の膝の上に垂れたる處三寸ばかり  
切りさきぬ、その時武藏が撃ちし處の木刀に小次郎が脇  
腹横骨折られて、全く氣絶し、口鼻より血流れ出づ、武藏木刀  
を捨て、手を小次郎が口鼻に覆ひ、顔をよせて、死活を伺ふこ  
と暫時なりしが、やがて遙に檢使に向つて一禮し、起ちて木  
刀を把り、本船の方にゆき、これに飛び乗り、梢夫と共に棹さ  
して速に下の關にかへり、さて佐渡のもとに、書をおくり

て、これを禮謝せり、巖流島の試合とは是なり、その後武藏小倉に來り、更に細川家の士某と勝負を試みむことを願ひしかども、事叶はずして、また下の關に歸りたりといふ、二天記

この事ありて後、或人武藏の事を評して云く、小次郎との勝負決したれども、武藏止めを刺さずして、倉皇として退き去れるは何ぞや、夫れ勝負は時の運にて優劣何ぞ懸隔あらむ、又勝負の後一應小倉に至り、長岡佐渡に對し、禮謝して去るべきに、速に歸船せしこと甚いふかし、思ふに忠興、忠利、立孝ぬしたち、いづれも佐々木を厚く遇せられしに依り、おのづから遺念あるべし、又は家士の中に、佐々木が門弟ありて、恨みを含まむも知るべからず、これらの畏れあるによりて、急ぎて歸れるものかと、武藏晩年肥後に來りてこの評を聞き打笑ひて、小次郎と勝負せし時、國君何ぞ彼を助けて我を憎み給はむ、そはその日の號令嚴重なりしにても知るべし、又たとひ門弟恨みありとも、君命を背きて師に最負せむや、又止めを刺すことは怨敵の所作なり、彼と我と爭

ひしはたゞ、劍術の手技を較べしにあるのみ、何を以て、怨み憎み勝て後にまでも刺し殺さむや、我若し彼が及にかゝらば、忽ち兩段とならむ、然れども、我は彼を斃せば足れり、若し彼再活する事を得ば、幸ならずや、既に先年吉岡清十郎と勝負せし時、木刀を以て撃ちしに、清十郎息絶えきといへども、その後蘇生して幸を得たり、小次郎不幸にして我が手に死せしこと、誠に惜むべきなりといひきとぞ、二天記

一年、正月三日の夜、細川家花畑の邸にて、謠初ありて、多くの人々をよせられし時、武藏も來れり、規式はまだ始まらざる前に、大組頭志水伯耆、上座より武藏を見やりて、貴方先年佐々木と勝負ありし時、小次郎が先に貴方を打たりとの風説あり、その實如何と問ひしに、武藏とかく詞なく、立て燭臺を取り伯耆の膝下ちかく、つかくと進み座して、我等幼少の時、蓮根といふ腫物いたし、その痕ありて、月代サカマキなりがたく、今に總髪にてあり、小次郎と勝負の時は、彼は眞劍、我は木刀なりき、眞劍にて先に打たれしならば、我が頭に疵跡あるべし、能く御覽下されと、左の手にて燭臺を取り、右の手にて髪を掻き分け

て我が頭を伯耆の顔に突き當てたり、伯耆後方に反りて、いや／＼一向に疵は見え申さずといふ、武藏猶もおしよりて、篤と御覽候へといふ、伯耆いかに篤と見届け候といひければ、初て立て燭臺を直し、本の座につき、髪掻き撫で、自若としてありたり、その時には、一座の諸士いづれも手に汗を握りて、鼻息するものもなかりき、これ伯耆一生の巖忽なりと、その頃批判ありきとなり、同上

按に、巖流島試合の狀、諸書に傳へしところ互に異同あり、武將感狀記に云く、宮本武藏ハ二刀ヲ好ム、細川越中守忠利ニ仕ヘテ、京師ヨリ豊前ノ小倉ニ赴ク時、岸流ト云フ劔術者、下ノ關ニ待テ、武藏ニシアヒヲセント云ヒ遣ス、武藏心得ヌトテ、棹郎ニ權ヲ請テ二ツニワリ、手本ヲ削ツテ、長キヲ二尺五寸、短キヲ一尺八寸ニシテ、舟ヨリ上リ、岸流ト相闘フ、岸流ガ刀ハ三尺餘リナリ、下ノ關ノ者ドモ不殘圍ミテ見物ス、武藏二刀ヲ組テカ、レバ、岸流拜ミ打ニ斬ル處ヲウケハズシテ、其頭ヲ打ニ、岸流身ヲフリテ、左ノ肩ニ中ル、其ノ勢ニフミ込デ横ニ拂フ、武藏足ヲ縮メテ飛アガレバ、皮袴ノ裾三寸バカリ切テ落タリ、

武藏全力ヲ出シテ打之ニ、頭微塵ニ碎テ即座ニ死ス、岸流ガ墓ヲ築イテ今ニ其跡アリ、

中村守和武藝小傳所收云く、岩流宮本武藏と仕相の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其期日に及で貴賤見物のため、舟島に渡海すること夥し、岩流も舟場に至りて乗船す、岩流渡守に告げて曰、今日の渡海甚しいかなる事ある、渡守曰、君不知や今日は岩流と云ふ兵法遣、宮本武藏と舟島にて仕相あり、此故に見物せんとして、未明より渡海ひきもきらずといふ、岩流が曰、吾其岩流也、渡守驚きさ、やいて曰、君岩流ならば此船を他方につくべし、早く他州に去りたまふべし、君の術神のごとしといふ、其宮本が黨甚多し、決して命を保つこと能はじ、岩流曰、汝が云ふごとく今日の仕相吾生ことを欲せず、然といへども堅く仕相の事を約し、縦死すとも約を違ふことは勇士のせざる處也、吾必船島に死すべし、汝我が魂を祭りて水をそぐべし、賤夫と雖も、其志を感ずると懐中より鼻紙袋を取出して渡守に與ふ、渡守涙を流して其豪勇を感ず、既にして舟、船島につく、岩流舟より飛下り、武藏を待、武藏もまた爰に來りて終刺

撃に及ぶ、岩流精力を勵まし、電光のごとく稻妻のごとく術をふるふと雖も不幸にして命を船島にとどむと也。

肥後沼田家記に云く、延元様門司に被成御座候時或年宮本武藏玄信豊前へ罷越、二刀兵法の師を仕候、其比小次郎と申者、岩流之兵法を仕、是も師を仕候、雙方之弟子ども兵法の勝劣を申立、武藏小次郎兵法之仕相仕候に相究、豊前と長門と之間ひく島(後)に岩流島と云ふに出合、雙方共に弟子一人も不參、答に相定仕合を仕候處、小次郎被打殺候、小次郎は如兼弟子一人も不參候、武藏弟子共參り隠れ居申候、其後に小次郎蘇生致候得共、彼弟子共參合、後にて打殺申候、此段小倉へ相聞え、小次郎弟子ども致一味、是非共武藏を打果と、大勢彼島へ參申候、依之武藏難遁門司に遁來、延元様を偏に奉頼候ニ付、御請合被成則城中に被召置候に付、武藏無恙運を開申候、其後武藏を豊後へ被送遣候、石井三之丞と申馬乘に、鐵砲之者ども御附被成、道を致警固、無別條豊後へ送届、武藏親無二と申者に相渡申由に御座候、事とあり、是等共に本文に言ふ處と異なり、感狀記に佐々木より試合を申込みたる如

くに書き、且つ木刀大小二本を削り、然も試合の時に見物多く、又武藏の革袴を三寸ばかり切られたる事を書けるなど、本文に引く、武藏書翰、及武藏の自から語れる號令嚴重等の詞などと參へ考ふるに、信を置き難し、中村守和の説また同じ沼田家記は實録のやうなる處あれども、この試合を全く雙方の弟子どもの口論より出でしやうにせるはいかゞあらむ、且つ蘇生の後弟子ども打殺すなどいふ事も、彼の號令檢使の嚴重なりきといふより考ふれば、信ぜられず、又親無二に引渡すとあれども、この試合は慶長十七年にして、無二齋は是れより先天正年間に既に死去したりしことは第二章に述べたりしがごとし、

平山子龍の鈴林扨言に云く、紀州雜賀崎といふ所にて、劔客宮本武藏大雷に逢ひて、其より四國へ渡り、大雷の咄をいたせしとき、旅亭のあると、以前も備様なる大雷ありしが、其時新免無二齋と云ふ劔客、人に撃たれて死したりといへり、武藏其討ちし人の姓名は、何とかいひしと問ふ、旅亭答へて曰、佐々木岩柳と、於是はじめて父を討ちしは、岩柳なることを知て尋ねけるとぞ、これ

は巖流島の事を仇討とせるものにて、素より取るに足らず、子龍は彼の武藏の革袴の裾を切れたりといふを妄誕なりとして論じて云く、仕合をするに、袴の股立を取らずになるべきや、この時岩柳は、物干竿と名付たる三尺一寸の大刀を用ふ、武藏は二刀なれば短刀なり、武藏敵し難きを知り、乍ち一計を生じ、水主に櫓かひを乞ひて、大木刀となし、これを以て叩き殺し、なるべし、こゝが武藏なるべし、武藏に非んば、如此に轉化することはあるべからず、上手にて勝たるといふは跡の縁飾なりとあれど、この説も精しからず、彼と云ひ是と云ひ信ぜられざることも多ければ、今は二天記に傳へし處に従へり、

又按に、岩流とは佐々木が劔道の流義の名にして、佐々木の名にはあらざることは二天記にも、一流を立て巖流と號すと見え、又この沼田家記にも岩流の兵法とあるにて明なり、然に感狀記に、その名のごとくに記せるは、非なり、然れども後には、一般にかく誤り傳へて、小次郎の名は知らずして誰もく、岩流とのみ云ひ、甚しきは岸柳など、記し、書などもあり、

そもく、武藏の事蹟は、巖流島の事を以て、世にその名高く、しかもその高きは、眞傳ならずして父の仇討といふを以て、尤も名高きがごとし、その因る處を考ふるに、蓋し花筏巖流島といふ院本に出でしならむ、この書は延享三年十一月の板にして、淺田一鳥の作なり、その内容は、分ちて數段と爲せり、云く、姫路宿屋の段(一) 名島館の段(二) 地藏峠の段(三) 吉岡屋敷の段(四) 宮本出立の段(五) 松原の段(六) 湯殿破の段(七) 茶店の段(八) 與五郎住家の段(九) 神變杉の群立の段(十) 金右衛門内の段(十一) 巖流屋敷の段(十二) 巖流島敵討の段(十三) 是なり、かくて一篇の趣向は、筑前名島の抱劍客吉岡民右衛門といふ者、姫路の宿屋にて佐々木巖流と圖らず知合になりて、同人も名島に抱へらるゝといふ事より起りて、山崎十平次といふ好物、吉岡の娘に戀慕してその叶はざるを恨みとし、巖流を頼みて、吉岡を地藏峠にて殺さしむ、巖流素より曲物なれば、これより又吉岡の妻に戀慕し、これも叶はざるを恨みとして殺害せり、武藏は吉岡の子にて、是より先故ありて父に勘當せられて、肥後に來り、加藤家に仕へ、宮本武右衛門といふものゝ養子となり、劔道



に名を得たりしが、此に至り實父母が巖流に殺されたりと聞き、熊本を出立し、遂に巖流島にて之を討果せりといふに在り、こは情あり義ある物語にて、當時劇に上せて流行せしことは、文化七年に佐川藤太が、更に増補上梓せしにても知らる、世には、大星由良之助の名を知りて、大石良雄の名を知るもの稀なるが如く、この院本の流行より、武藏はいつのまにか、吉岡が子となり、巖流島の仕合は、親の仇討とはなりしなり、この後享和三年に、平賀梅雪の著、二島英雄記十巻出でたるも、同じく、武藏を以て、吉岡の子として、巖流島は親の仇討とせり、こは花筏巖流島によりしなり、かくて後今に至るまで、宮本武藏傳など、講談師の間にもてはやさるゝは、孰もこれらによらざるはなし、素より院本小説の類に實を以て責むべからずといへども、世にはたゞこの方のみを知るもの多くして、眞の巖流島の主旨を語るもの餘りに少き故に、こゝに之を辯ず、

又感狀記にいへる巖流島の佐々木が墓といふもの余はかの島にわたりて搜索したれども今はその跡だになしこは年を経て、彼の島の波にまかるゝ

まゝに水中に入りしにや、或は心なき者の取り毀ちたるにや、土地の者の一人は云く、運のよきものならでは佐々木が墓を見ること能はずと、一人は云く、墓を見るものは死すと、蓋しその實失はれしこと已に久しきならむ、又巖流島に向ひて、俗に弟子待島と字するあり、そのいはれを聞けば、武藏の弟子どもその師の歸りくるを待ち居りし故の名といへり、こは沼田家記にいふ處と似かよひたるやうなれどもいかゞあらむ、

又二天記によれば、武藏この時三十九歳、佐々木十八歳とあれど、前章にいひしがごとく、こは甚だおぼつかなし、院本講談等にては、反對に佐々木を年長者とし、武藏をいまだ青年のやうに見せたり、これまた素より信ずるに足らず、

## 第五章 諸國漫遊

大阪陣の時、武藏は武者修行の身なれども、城下に馳せつき、

豊臣方に加はり、徳川方を惱し、こと少からざりきといへれど、その詳なること知るべからず。

元和元年、大阪落城し、天下全く徳川氏に歸してよりは、武藏は更に世を思ひ放ちけむ、居處暖まるに暇あらず、或は東に或は北に、さては南し西せしと思はるゝことは、こゝかしこにその事跡を傳へたるにて推測るべし、中に就て最も傳ふべき事は、出羽國正法寺が原に於て、奇童を獲し物語なり、いつの年なりけむ、武藏、常陸國より、出羽國に至り、同國正法寺が原といふ處を通りしに、路傍に十三四とも見ゆる童子の泥鰯を小桶に入れて持たるあり、武藏これに向つて、その泥鰯我にすこし分けくれずやといへば、童子いと安き事なりとて、その持てる桶をさし出しぬ、武藏云く、我餘計には無

用なり、すこしにて足りぬとて、手拭を出してつゝまむとす、その時童子笑つて云く、旅人のたまゝ所望せらるゝに、我何ぞこれを惜まむ、桶共に持ちゆきたまへとて、かへり見ずして去りぬ、武藏心よげなる童子かなとて、これを受けて宿につきぬ、次の日、武藏、曠野を過ぎゆくに人もなく家もなし、いまは日さへ暮れむとするに、猶十二三里ばかりもゆかずば宿も無きやうなり、さりとて跡に歸らむには、また四五里を歩まざるべからず、如何はせむと思ひつゝ、猶ゆく中に、遙なる向ひの山蔭に、火の光のきらめくあり、武藏は、やゝ力を得たる心ちして、それを認めていそぎゆけば果して人家なり、素よりさゝやかなる藁屋が軒なり、武藏近づきて音づるれば、あやしき童子出で来て、如何なる人ぞと問ふ、武藏我は旅

行の者なるが、土地不案内にて、宿を求め得ず、今は日さへ暮れて、如何ともせむやうなければ、何とぞ一夜の宿をかしたまへといふ、童子、これを聞いて、見らるゝごとき狭き草舎、ことに我一人住なれば、參らせむ糧だになし、折角の事ながら、入れ申すこと叶はずといふ、武藏かさねて云く、我は旅行の事なれば、如何なる處にても苦しからず、枉げて一夜をあかさせたまへと乞ふ時、童子つらく、武藏の顔を打守りて、貴客は前日泥鰯を乞ひし、人にあらずやといふ、武藏おどろきて、いかにもそのものなりといふ、さらば先づ入らせよといふに、武藏童子が跡につきて入りぬ、童子即ち武藏を爐邊にひき、小鍋の下を焚きて、柴茶を出さむとす、その風采俊明にして、並みくの人とも見えねば、武藏童子に向つて、いかなる

人なれば、幼年にてこゝにはおはする、父母はおはさずやと問ふ、童子、我は正法寺村といふ處のものなり、父農業を廢してこの野外に住みしより、従ひ來りしが、今はその父も、また母も歿し、一人の姉はあれども、こゝより三里外の農家に嫁きたれば、音信も稀なりと云ひつゝ、粟飯のすこしあるを持ち出でて、夜陰秋風寒し、貴客暫し休み玉へとて、おのれは、やがて次の間に入りぬ、武藏その飯を喰ひ不審ながら、その處に寝ねたり、透間多き草舎にて、枕のもとの蟲の音かしましく、露も身におくやうなるこゝちす。

夜半過たりとおもふ頃、切々とおとするものあり、枕を欹てて聞けば、正に刃を磨ぐひゞきなり、さてこそ彼の童子は、盜賊の與黨ならぬ、我が熟睡を待て刺さむとするものならむ

とて、思はず欠伸す、時に童子これを聞いて、貴客は何故に睡眠し玉はざるかと云ふ、武藏云く、刃を磨く音耳にさはりて目さめたりと、童子打笑ひて云く、貴客は剛強なる顔つきに似ず、臆病なる人かな、たとひ我利刀を以て殺さむとすともこの小腕にて、如何ばかりの事をかせむ、武藏さらば何故に刃を磨くぞといへば、童子今は何をかつ、み申すべき、我が父が死せしは、實は昨日なりき、これを後方の山なる亡母の墓側に埋めむとおもへども、我力弱くして持ちゆくこと能はず、依てつく／＼おもふに、我一荷の物は擔ぎ得るにより、この刀を以て、父の死骸を兩段に斬りて、一荷とし擔ぎゆきて、埋めむとするなりといふ、武藏これを聞いて、その意外なるにおどろき、且つはその言を偉として、大に歎賞して云く、我幸

に止宿せり、二人して葬るべし、憂ふること勿れとて、やがてその死骸の肩の方を武藏負ひ足の方を童子に抱かせて、山に上りて、その亡母の墓の傍に埋め、石を立て、誌とせり、さて家にかへれば夜既に明けたり、童子武藏に向つて、我孤獨にして頼まむ人もなし、願くば暫く逗留したまへと乞ふ、武藏憫みて汝一人此處に居住せむより、我に従つて來らば、随分取立つべしと云ふ、童子貴客に従ひ何方へも參るべけれども、一生奴僕の身にて終らむはくちをし、願くは武士と爲り、槍を把り馬に跨る身ともならば、いかで辭し申すべき、若し然らずば、此地に孤居して、自由に一生を過さむかた優れりといふ、武藏我に従ひ來らば、誓つて汝の望のごとくすべしといふ、童子喜悅面にあらはれ

て、然らば只今にても參るべしとて、直に一刀を腰にさして  
 すゝむ、武藏云く、何方よりも故障はなきかと、童子云く、何の  
 故障もあるべからず、姉はあれども久しく音信を絶ちぬ、こ  
 の事告るに要なし、又この草舎は、我等父子にて造りしもの  
 なれば、何方より構ふることなし、但し跡に残さむも無益な  
 ればとて、やがて火を放て焼き棄てつ、武藏その決心の堅き  
 を感じ、それより携へて諸國を經廻せり、後豊前小倉に至り、  
 武藏はこれを我が子として小笠原家に薦めたり、宮本伊織  
 と稱ふは是なり、伊織漸々出身して、後にて夙志のごとく槍  
 を把り、馬に跨り、遂に四千五百石を領して家老となれり、こ  
 の者素より農夫にあらず、父は羽州最上家の浪士なりしが、  
 零落しておのづから農夫になれるものなりといふ、二天記

按に、伊織は島原亂の時、武藏と共に出陣し小笠原家の侍大將を勤めて功あり、又この時黒田筑前守忠之よりも褒詞を受け、備前宗吉の刀を賜はりたりといふ、伊織、忠真、忠雄、二代に仕へ文武の功多し、延寶六年三月廿八日六十七歳にて歿せり、その裔猶存す、宮本氏系圖

この人武藏に似て人を見る眼識あり、ある時一旅人、小倉の城下を通るとて、先に一雙の金糸織の囊を負はせ、萬病圓と觸れさせて往きけり、伊織これを見て、如何におもひけむ、直に若黨に申し付て、あの者いづかたより來れるか、そが旅宿を見届け、早蚤この城下を出立させよといへり、若黨即ち尋ねゆきて、その旨を告げければ、彼は大坂のもの、由と言ひて、急ぎてその地に向ひ出發せり、その後幾程もなく由井正雪、丸橋忠、彌等の事あり、伊織が見咎めし旅人は即ち由井にてありきとなり、或人伊織に向つて、如何して由井なることを知りしかといひければ、伊織答へて、我素より由井を知らず、その年齢容貌をもさかす、されども彼の藥賣りゆく體、尋常にあらず、歩々間敷を踏むがごとくなりしかば、怪しきものと知りて追返したるまでなりといひきとか

や、異本二  
天記

寛永十一年五月廿一日、徳川三代將軍江戸吹上にて全國より劍道の達人を招き、試合を覽られし事あり、その時伊織は荒木又右衛門と組て、合打たりしこと徳川家の記録に在り、その技の非凡なりしことを知るべし、世にこの仕合を武藏とせるは誤なり。

又按に宮本氏系圖によれば、伊織は武藏の養子なれども、その實は、田原久光の二男とし、實母は小原上野守源信利の女とし、慶長十七年十月廿一日、播州印南郡米墮邑の産とし、寛永三年十五歳に於て、小笠原忠真に奉仕すとせり、田原久光とは、田原左京大夫貞光の孫にて、赤松持貞の後、小原信利は、攝津有馬の城主なり、これによれば、武藏も本は田原氏にて、田原家貞の子田原久光の弟にして、新免無二齋の養子となり居れども、甚だ信と難し、思ふに伊織を無名なる浪人の子とせる二天記を厭ひての作ならむか、或書には伊織を以て商家の子とせるもあれど探らず。

これに續きて記すべきことは、宮本造酒之助といふもの、

事なり、ある年、武藏、攝津尼ヶ崎街道を乗掛馬にて通りけるに、西の宮驛にて、十四五歳の童子の、馬の口を取てゆくものあり、武藏馬上より之を見るに、その煩魂尋常ならず、熟視すれば、ますます、然り、是に於て、武藏馬上より聲を懸けて、さまざま、談話するに、益々頼母しきものなれば、其方は我が子にならずや、よき主人とらすべきにといふ、童子答へて、仰せごと忝しといへども、我老いたる兩親をもてり、今日かく馬子の業を爲すも、これを養はむ爲なり、我若し貴殿の養子とならば、兩親ともに忽ち難儀に及ぶべし、この儀は御免下されといふ、武藏聞て、ともかくも其方が家に連れゆけといひて、跡に従ひて至りぬ、武藏即ち童子の兩親に、しかく、の旨をいひさとして、強ひてその子を貰ひ受け、當座の難儀無きや

うにとて、金子若干兩を與へ、土地の者にも能く頼みて、やがて彼の童子を連れて出でゆきぬ、さて暫く養ひて後、播州姫路の城主本多中務大輔に、その子を薦め擧ぐ、大輔大に之を愛せられ、造酒之助と稱し、やうく出身せしめられたり、然るにいかゞしたりけむ、後故ありて暇賜はりければ、造酒之助は江戸へ上りぬ、この間大輔不幸にして早世せられぬ、時に、武藏は大坂に在りしが、此の訃を聞て、近日造酒之助必ず來るべし、然らば生涯の別れに馳走せむなどいひけるほどに、果して造酒之助來れり、武藏我必ず汝が來らむことを知りとて、大に悦びて馳走す、造酒之助、武藏に向つて、盃を望みてこれを飲み、これ永代の別れなりといひすて、直に姫路に赴き追腹したりといへり、既に暇賜はりし身といへど

も、主君の訃を聞て、遙に江戸より下り、義父に別を告げて殉死せる、その志憐むべからずや、この人の跡の事くはしく考ふるによしなきは、尤も遺憾なり、丹治峯均筆記

この頃の事にや、武藏、出雲國松平出雲守の家<sup>に在りき</sup>、この家には、強力<sup>の兵法者</sup>多く、一日出雲守武藏に命じて、家士の尤も強力<sup>の者</sup>と勝負せしむ、處は書院の庭上なり、家士は八角棒の八尺餘なるを横たへたり、武藏は常用の木刀二本を提げて、書院の踏段を徐に降り來りぬ、この時家士は書院の正面を横身に受け、武藏が來るを待ち受けたり、武藏踏段の二段目より、直に中段の位に構へて、面をさす、家士驚いて、八角棒を取り直さむとする處を、左右の腕をひじきつけて、強く打つ、打たれてひるむ處を即時に打ち倒して勝を獲たり、

出雲守いたくせきて、自から試合せむと望まるゝに、武藏答へて、自身成されずては、兵法の御合點成りがたし、一段然るべしと申す、家人等事容易ならずとおもひ、強て留れども守聽かずして、立向はる、武藏二刀にて、三度まで追ひ込むに、三度目には、守をば床上に追ひ上げたり、守猶ひるまず、木刀を振り直されしを、武藏直に突き入り、ねばりをかけて石火の當りにて、したゝかに當りければ、木刀二つに折れて、一は天井を打ぬきたり、守驚怖し平伏して門弟とならる、かくて武藏は暫くこゝに留まりて、劍道を指南したり、同上

これも當時の事にやありけむ、武藏廻國して尾張名古屋に至れり、その時直に國君の前にて家士某と試合せり、相手ずつと立合ふに、武藏組みたる二刀のまゝ、大の先を相手の鼻

の先へつけて、一間の内を一遍まはしあるきて、勝負如此御座候と申上げにき、又一人武藏に立合ひしも、手もなく負けたり、かゝれば、武藏の名忽ちひろがりて、門人となるもの多く、中にも竹村玄利、林資龍などは、その妙術を得たれども、時に遇はずして、その名聞えざりき、されど圓明流として、その術は長く此の地に残れり。武業 雑話

按に兵術要訓の妙の條に云く、妙トハ達人ノウウヘニ有事ニテ理外ノ事ニテ、筆ニモ記シガタク、言葉ニモノベガタクモノナリ、譬ヘバ宮本武藏、武者修行ノ節、尾州ヘ往キ、途中ニテ柳生兵庫ニユキチガヒテ、武藏トママリテ見返リ、兵庫モマタトママリ、互ニ見合テ、武藏ガ曰、久々ニテ活キタ人ヲ見シ、定メテ兵庫ニアラズヤト云フ、兵庫ガ曰、足下ハ武藏ニアラズヤト云フ、夫ヨリ兵庫ガ宅ヘ同道シテ、久ク兵庫方ニ滞留セシガ、酒ヲ吞ミ、碁ヲ打テ樂ミ、終ニ劍道ヲ試ルコトナシト聞ケリ、是等ハ理外ノ妙ニテ以心傳心ナリ、如何ナルコト



ニテ活キタル人ヲ見タルト、武藏ニ尋ルトモ、武藏コノ故ニト口ニハ云ヒガ  
タカルベシ、如此ノ類ヲ妙ト云フナリ、又終ニ劍道ヲ試ルコトナキハ、兩人ト  
モ達人ユエ互ニ撃ベキ透ナキコトヲ知ル故ナリ、又勝負モセズシテ、夫ヲシ  
ルハ身ノ行ヒト、物語ニテシル事ナリ、とあり、尤も味ひある話なり、  
武藏は名古屋に暫く滞在して、劍道を指南し、その功を残すこと多きが故に、  
歿後百年門人等相集りて、延享元年に、笠寺觀音堂東丘に、その碑石を建てた  
り、文に云く。

新免武藏守玄信之碑

三傳中興

左右田武助藤原邦俊  
子孫門人等 謹建之

臨機應變者軍法之常、講武鍊兵者良將之要也、夫遊心於止戈之門、舞手於活人  
之場、而馳譽於四方者、罕見其人也、爰有播州赤松末裔新免武藏守名玄信號二  
天居士者是斯人也、二刀兵法圓明一流、實以斯人爲元祖、蓋聞其爲人也、幼而精  
于刀法、十三歲時名鳴宇內、有吉岡某者、自稱爲扶桑第一、適相值京師、試較其術、

登時打殺其人、亦有巖流者、與之決雌雄、反掌之間、乎欲倒之、其他爭勝負者六十  
餘場、無不大捷、可謂天下無雙也、正保二乙酉歲五月十九日卒於肥後熊本府、其  
門弟得其傳者、林氏資龍、八田氏知義、各顯其名、左右田邦俊、少小有志于刀法、從  
知義學之、頗臻其妙、諸州弟子日滿其門、恭授其術於高須羽林家、往來濃州、蒙其  
眷遇有年矣、天下以刀法自負者、一見手段、無不嘆息敬服、實中興之達者也、其子  
孫門人等、傳業不懈、是歲延享紀元甲子、當新免先生百年忌、以故門人等相議、寫  
其遺像、且建一石、以記其事、傳之不朽、嗚呼偉哉、銘曰。

舞刀之法 精神滿腔 勇冠多士 名震萬邦  
所向必靡 天下無雙 若論妙處 月印清江  
延享紀元龍集甲子五月

邦俊末弟左右田邦正謹誌  
同家嫡 左右田行重建之

この後四十九年、寛政五年、又愛知郡川名村、新豐寺に、市川長之等更に碑石を  
建てたり、その文に云く。

宮本武藏政名者播州人、赤松末流新免氏也、父號新免無二齋、達十手刀術、政名者以二刀換十手之利、刀術漸熟矣、從十三歲到于壯年、劈術勝負六十餘場、無一不施威譽、英名世人所通知也、故此不贅矣、正保二乙酉年五月十九日於肥之後州熊本城下而卒、法名玄信、二天居士、茲歲到寛政五癸丑既得一百四十九歲、今掬其遠流者市川六郎左衛門長之、同門人某甲等戮力建石碑、以營供養之佛事、希冀其源淵而其流長之者歟、是爲記、

圓明術 妙無匹 照得失 鑑虛實 心機密

拳眼信 聞人栗 疾者悚 勢未息 流彌溢

陽聲聿 冥骨秘 金烏疾 玉兔墜 百五歸

歲虧一 祭至日 等命呢 變難恩 錯難吉

維時寛政五龍舍癸丑五月十九日

鳳凰山新豐禪寺現

革燦外叟撰

小師益嶠書

圓明正流

市川長之  
同門人等

欽建焉

又按に、武藏の弟子なりし、彼の竹村與右衛門玄利といひし人も、深くその術を得たりと見ゆ、この人後に讃岐に仕へしが、ある時尾州へ參るとて、夜中に宿を立出で、馬に乗りて八島を謠ひつゝ、來りし處に、松蔭より大の男九人出で來て、酒手を望む、理不盡なりと與右衛門馬より飛び降りながら、一人を討ち捨てぬ、殘る輩八方より切かけしを、進む五人を切り殺し、残り三人には手負はせければ、驚きて遁げゆきけり、與右衛門其儘に馬に乗り、八島の謠ひ残りをうたひてゆきけり、後清州に手んばがたばことて、名代の賣物あり、或人何故かくいふと問ひければ、その者我はかやうくの仕業のものなりしが、先年九人にて讃州の竹村とやらに出會ひて、六人切りころされ、三人は漸く遁げたれども、痛手負ひ我はかやうに手首を落され、再び右の所行を止めたり、おそろしかりし事と語りきとなり、武藏雜話

この他遍歴中の事實の傳はらざりしことも多からむ、下總

國行德願寺の武藏の墓のごときも、その滞在の跡にやあらむ、彼の地の中山の奥法典村の藤原といふに、武藏の庵室あり、護身佛ありといへば、德願寺住職直話かたぐゆかりあるに似たり、猶尋ぬべし、

七〇

第六章 肥後侯に仕ふ

寛永九年細川越中守忠利公肥後國熊本の城主と爲りて小倉を去らる、仍て小倉は小笠原右京太夫忠貞公の領となり、同十一年武藏伊織を率て小倉に来る、忠貞公篤く之を遇せらる、留まること數年、同十四年肥前島原の亂あり、忠貞公出陣武藏伊織と共に之に従ひ伊織拔群の功あり、忠貞公の命によりて宮本氏を冒し遂に家老職となる、同十七年武藏

忠利公の招により小倉を去りて肥後に來る、抑も武藏の人と爲りと、その劍の妙技とは夙に公の知らるゝ處なるにより、岩間六兵衛といふをして、武藏についてその取扱振をいかにすべきかを問はしめらる、武藏即ち口上書を以て取次役坂崎内膳まで返答書をさし出したり、文に云く、

我等身上之事、岩間六兵衛を以て御尋に付、口上にては難申分候間、書附懸御目候。

一、我等事只今迄奉公人と申候而居候處は、一家中も無之候、年罷寄其上近年病者に成候へば、何ぞ望も無御座候、若逗留致候様被仰付候は、自然御出馬の時、相應之武具をも持せ參り、乗替之一疋も牽せ參り候様に有之候得者能く御座候、妻子とても無之、老體に相成候へば、居宅家財等之事思もよらず候、一、若年より軍場に出候事、都合六度にて候、其内四度は、其場に於て拙者より先を駈候者一人も無之候、其段はあまねく何れも存ずる事にて、尤も證據も

有之候、乍然此儀も全く身上を申立て致し候にては無之候。

一、武具之扱様、軍陣に於て、夫々に應じ便利なる事。

一、時により國の治め様。

右者若年より心に懸、數年致鍛鍊候間、御尋に於ては、可申上候已上。

寛永十七年二月

宮本武藏

坂崎内膳殿

内膳即ち事の旨上申しければ、公直に十七人扶持に、現米三百石を賜ひ、客分として、座席は大組頭の格にて、かゝへらる、猶居室を熊本千葉城に賜はりぬ、二天記

按に熊本奉行所日記に、當時の事を記せるあり、云く、

一、宮本武藏に十七人扶持合力米拾八石被遣候、寛永十七年八月六日より永可相渡者也

寛永十七年八月十二日

御印

奉行中

右御印佐渡殿より阿部主殿を以て被仰請持せ被下候、右之御印を武藏に見せ不申、御扶持方御合力米に渡様迄を能合點仕様に被致候へと被仰出旨、主殿所より、佐渡殿へ奉書を相添へ、佐州より被仰聞候也。

一、宮本武藏に、米三百石遣候間、佐渡差圖次第に可相渡候已上。

寛永十七年十二月五日

御印

奉行中

一、宮本武藏に御米被遣候時、御合力米と不申、唯堪忍分之御合力米として被遣候間可申渡旨奉

林七郎左衛門

閑餘漫録に云く、玄信先師小倉より、熊本へ被來候節、妙解院様利忠より、何ぞ役義に望もあらば可申出との御意なり、先師より被申上候は、何ぞ望と申儀は無御座候得共、御備は御預り申度と被仰上るに、上にも左様被仰付べき筈之處、御家老衆様、新參之者に、御備御預と申儀は如何敷との事にて、直に御備頭列に被仰付、御合力米百人扶持被下置、千葉城にて屋敷被下候となり、

丹治峯均筆記に云く、武藏老年ニ至リ、命終ノ所ヲ極ム可シト被存立、古郷ト云ヒ武勇ト云ヒ黒田ノ御家カ、又ハ兵法好事ニテアル間、細川家ニカ致スベシトテ、先ヅ筑前ヘ下ラル、忠之公被聞召附、或時表ヘ御出ノ節、御家中其他列座ノ面々ヘ被仰ハ、兵法天下無雙新免武藏ト云フモノ博多ニ下着ス、三千石ニテ召抱左京殿ノ光之御師匠ニ可致ト御意ナサル、何モ思掛ナキコト故、御受申ス人モナシ、其後又二三日ヲ過ギ、表ヘ御出被成、先日ノ武藏ハ異相ナルモノニテ、若キ人ノ師匠ニハ成難シ、其上仕官ノ望無之者ト聞ク、無用ニ可致ト、御獨言ニ被仰トカヤ、其後肥後ニ至ル、越中守殿、甚喜悅ニテ、何分ニモ望ニ任スベキトナリ、武藏御答ニ、嘗テ仕官ノ望ナキ段ハ、異ナル形ニテモ御察シ下サルベク候、肥後ニテ命ヲ終ルベシト存罷下レリ、何方ヘモ參ルマジ、御知行ハ勿論ノコト、御米ニテモ極リテ被下ニ不及、兵法ニ値段ツキテ惡シ、鷹ヲ使フ人様ニ被仰付候ヘトナリ、越中守御許容アリテ、臺所邊ノ入用ハ、鹽田濱之介取マカナヒ、其ノ身ハ曾テ不存、鷹ヲ手ニシ、折々野ニ被出、雨天ニモ、シカシカ尻ヲモカ、ゲズ、衣服ノタル、モ厭ハズ、徘徊セラレシトナリ、聊異聞ナ

れども書きそへて参考に供ふ。

又按に熊本藩にて、彼の有名なる萩角兵衛昌國の武藏論あり、云く、或問テ曰、新免武藏ハ、名高キ兵法者ニテ御座候ヘドモ、御客分ニシテ、御備頭列ノ御取扱ニテ御擬作三千石被下置ト申ハ、中々重キ御取扱ニテ御座候ハズヤ、角曰、武藏ハ世ノ兵法者ニテハ無御座候、當時第一等ノ聰明ノ士ニテ、即妙惠澤菴ガ別面ニ爲出者ニテ御座候、夫故妙解公ノ御明鑑、其器量ヲ被重候テ、内々御政道ノ御相談相手ニ被爲召置者ニテ、中々他ノ藝能ノ士ノ御取扱ニテハ無御座候、其子細ハ元和寛永ノ比ニ至リテ、封建ノ勢既ニ定マリ、上幕廷ヨリ下藩國ニ至ル迄、門閥ノ士ニテ無之候テハ、如何ナル智勇ヲ抱懷致候テモ、僅一組ノ士足輕ヲ預リ、一部ノ指揮ヲ致候位ノ事ニテ、逆モ天下國家ノ政道ヲ取計事ハ出來兼候勢ニテ御座候、然ハ武藏英雄ノ士ニテ、天下國家ノ政道ヲ取計可申器量有之候ヘドモ、其志ヲ伸候事出來兼候ニ付、妙解公ノ御英明、剛毅有爲ノ君德ニシテ、又幕府ノ御用ヒモ御懇ノ由ヲ承知致候テ、此君コソ内々國家天下ノ御政道ヲ指南可申上御方ト奉存候テ、即一劔ニ伏テ、公ニ相講爲

致ト相聞候也、

公ハ素ヨリ御明君ニテ被爲在候ヘバ、早ク武藏ガ識量ヲ御承知被遊候テ、度度被召出、中々御友情親密ノ儀ニテ被爲在候間、今暫御在世ニテ被爲在候ハバ、御内議ノ筋、必定悉ク武藏ニ可被仰付御模様ニテ被爲在ト相聞申候、其御話合ノ都合ハ、即武藏ヨリ差上申シタル、五輪書、三十五箇條ノ二書ニテモ概見被致候事ニテ、五輪ノ首卷、地ノ卷ト申候ハ、即大ノ兵法ニテ、將帥用兵ノ大道ニテ御座候、水ノ卷ト申候ハ、小ノ兵法ニテ、擊劔稽古ノ段、火ノ卷ハ、合戰ノ段、風ノ卷ハ、他流ノ評論、空ノ卷ハ、萬里一空ノ場ニテ御座候、三十五箇條ハ、大様五輪書ノ抜ニテ御座候、蓋武藏ガ志小ノ兵法ヲ以テ、人々ニ教ヘ、悉ク精兵猛士タラシメ、大ノ兵法ヲ以テ、聰明非常ノ將帥ニ奉教、右精鍊ノ猛兵銳士ヲ發從指揮シテ、萬國ノ小夷ヲ鎮壓セシメント欲ス、是武藏ガ胸中ノ秘ニテ、敢テ所不語人ニシテ、亦語之トモ人ノ所不能解ニテ、中々區々タル一器ノ兵法者ノ存知申所ニテハ、決シテ無御座候、右ノ二書心法ノ妙用ヲ論ズル、神農家ノ心系ノ圖ヲ見ルガゴトク、實見實理精密用至、朱夫子大學或問ノ已後、如斯

精密ノ書ハ、見及申タル事ハ、無御座候、

抑又武藏ト申候士ハ、其爲人深潜嚴毅、極メテ思慮深キ者ニテ、其所謀ハ武藏ガ口ニ出デ、公ノ御耳ニ入候迄ニテ、中々外間ニ漏洩シ、君寵ニ誇リ、諸老ノ忌諱ニ觸ル様ノ淺露ノ士ニテハ、決シテ無御座候、

公御逝去ニ相成申候テハ、又武藏ヲ御承知ノ君モ無御座、武藏モ次第ニ老衰致候テ、一箇ノ兵法者ニテ身ヲ終リ、今ニ其兵法而已、藩中ニ相傳致候事ハ、誠ニ殘念ノ次第ニテ御座候、近日村上某ガ家ニテ、其所藏ノ武藏ガ晩年三老臣ニ贈リシ自筆ノ書翰ヲ一見致候ニ、編者云、この書狀第七章に出せり、其意即知己ノ君上モ無御座、一閑人ニテ身ヲ終リ候儀ヲ、慨嘆致候趣ニテ、余ガ平日所見ノ者ト、符合致候也、又日隈某ハ、北條家ノ門人ニテ、古安房守殿自筆ノ五輪書ヲ所持致候ニ付、其由來ヲ相尋候ヘバ、古安房守殿モ、武藏ハ雙方ヨリノ師弟ニテ、所謂大兵法ハ安房守殿ヨリ武藏ヘ傳授ニ相成、小ノ兵法ハ、武藏ヨリ安房守殿ヘ相傳ヘ申タル由ニテ、武藏モ追々出府致候テ、都下ヘモ久敷逗留致候趣ナリ、然バ武藏ハ大猷公ノ御豁達大度ニハ、深ク心ヲ傾ケ候テ、初發ヨ

リ右安房守殿、天下英傑ノ士ト交リ候テ、專手遣致候ヘドモ、早ヤ柳營ノ御帷幄ニハ、柳生但州僧澤菴等ノ智勇輩出致居候ニ付、其志ヲ達シ得<sub>レ</sub>不申、先ヅ御國ヘハ罷下候ト相聞申候、サレバ此ニ事ヲ相考申候ヘバ、武藏ハ愈以テ世ノ兵法者ニテハ無御座候、當時第一等ノ聰明ノ士ニテ、即妙惠澤菴ガ別面ニ爲出者ニテ御座候ト相聞申候也、云々、横井小楠、この論を見て、古人未發の見識として敬服せりといへり、

初め武藏の未だ肥後に來られざりし時、氏井孫四郎といふ者、柳生家の頼みにて熊本に來りぬ、忠利公には是より先、柳生一流の眞傳を極め居られたれば、かたぐ、その流大に行はれぬ、孫四郎も屢々その相手を勤めて覺えも異なりき、然るに武藏小倉より來りし後、君命にて孫四郎、これと御前にて試合することゝなれり、尤も近習も除かれ、たゞ御腰物持と稱する小姓の外は、一人も侍せしめられず、且つ互に勝負

の批判もせじとのかねての命なり、即ち兩人木刀を以て立合ひしが、三度ともに孫四郎勝たず、武藏も御前なれば、強くも撃たず、たゞ技を押へて働かせざりしに止めたり、忠利公これを見たまひ、大に工夫して、自から立合はれしも、一向に勝利を得られず、仍て更にその手腕の非凡なるに驚き感賞惜かず、夫より二天一流を修行せられ、遂にその皆傳を受けらるゝに至れり、二天記

同十八年二月、命ありて、武藏兵法の書三十五箇條の覺書を奉る、これ實に二天一流の事を、筆にせる始なり、今その全文を掲ること左のごとし、

三十五箇條

兵法二刀の一流數年鍛鍊仕處、今初て筆紙にのせ申事、前後不足の言のみ難

申分候へ共、常々仕覺候兵法之太刀筋心得以下、任存出大形書顯候者也、  
一、此道二刀と名付事

此道二刀として太刀を二ツ持儀、左の手にさして心なし、太刀を片手にて取ならばせん爲なり、片手にて持得、軍陣、馬上、川沿、細道、石原、人籠かけはしり、若左に、武道具持たる時、不如意に候へば、片手にて取なり、太刀を取候事、初はおもく覺れ共、後は自由に成候也、たとへば弓を射ならひて、其力つよく馬に乗得ては、其力有、凡下之わざ水主は、るかひを取て、其力有、土民はすきくはを取、其力强し、太刀も取習へば、力出來物也、但人々の強弱は身に應じたる太刀を持べき物也、

一 兵法之道見立處之事

此道大分之兵法、一身之兵法に至迄、皆以て同意なるべし、今書付一身の兵法、たとへば心を大將とし、手足を臣下郎等と思ひ、胴體を歩卒士民となし、國を治め身を修る事、大小共に、兵法の道におなじ、兵法之仕立様、惣體一同にして餘る所なく、不强不弱、頭より足のうら迄、ひとしく心をくばり、片つ

りなき様に仕立る事也、

一 太刀取様之事

太刀之取様は、大指人さし指を請て、たけたか中くすしゆびと、小指をしめて持候也、太刀にも手にも、生死と云事有り、構る時、請る時、留る時などに、切る事をわすれて居付手、是れ死ぬると云也、生と云は、いつとなく、太刀も手も出合やすく、かた空らずして、切り能き様にやすらかなるを、是れ生る手と云也、手くびはからむ事なく、ひぢはのびすぎず、かゝみすぎず、うでの上筋弱く、下すぢ強く持也、能々吟味あるべし、

一 身のかゝりの事

身のなり顔は、うつむかず、餘りあをのかず、かたはさゝず、ひづまず、胸を出さずして、腹を出し、こしをかゝめず、ひさをかためず、身をまひきにして、はたばり廣く見する物也、常住兵法與身、兵法常の身と云事、能々吟味在るべし、

一 足ぶみの事



足づかい時々により、大小遅速は有れ共、常にあゆむがごとし、足に嫌ふ事、飛足うき足、ふみすゆる足、ぬく足、おくれ先つ足、是皆嫌足也、足場いか成る難所なりとも、構なき様に體にふむべし、猶奥の書付にて能くしるゝ事也、

一目付之事

目を付と云所、昔は色々在るなれ共、今傳る處の目付は、大體顔に付るなり、目のおさめ様は、常の目よりもすこし細様にして、うらやかに見る也、目の玉を不動、敵合近く共、いか程も、遠く見る目也、其目にて見れば、敵のわざは不及申、兩脇迄も見ゆる也、觀見二ツの見様、觀の目つよく、見の目よはく見るべし、若又敵に知らすると云目在り、意は目に付、心は不付物也、能々吟味有べし、

一間積りの事

間を積る様、他には色々在れ共、兵法に居付心在によつて、今傳る處、心あるべからず、何れの道なりとも、其事になるれば、能知る物なり、大形は我太刀人にあたる程の時は、人の太刀も、我にあたらんと思ふべし、人を討んとす

れば、我身を忘るゝ物也、能々工夫あるべし、

一心持之事

心の持様は、めらずからずたくまざずおそれず、すぐに廣くして、意のこゝろ、かるく、心のこゝろおもく、心を水にして、折にふれ、事に應ずる心也、水にへきたんの色あり、一滴もあり、滄海も在り、能々吟味あるべし、

一兵法上中下の位を知る事

兵法に身構有り、太刀にも色々構を見せ、遅く見へ、はやく見ゆる兵法、是下段と知るべし、又兵法こまかに見へ、術をてらひ、拍子能様に見へ、其品き、在て、見事に見ゆる兵法、是中段の位也、上段之位の兵法は、不强不弱、かどらしからず、はやからず、見事にもなく、悪敷も見へず、大に直にして、靜に見ゆる兵法、是上段也、能々吟味有べし、

一いとかねと云事

常に糸かねを心に持べし、相手毎に、いとを付て見れば、強き處弱き處直き所ゆがむ所、はる所、たるむ所、我心をかねにして、すぐに、いとを引あて

見れば、人の心能しる、物也、其かねにて、圓きにも、角なるにも、長きをも、短きをも、ゆがみたるをも、直なるをも、能知るべき也、工夫すべし、

一 太刀之道之事

太刀の道を能知らざれば、太刀心の儘に振りがたし、其上つよからず、太刀のむねひらを不辨、或は太刀を小刀に仕ひなし、或はそくいべらなどの様に仕付れば、かんじんの敵を切る時の心に出合がたし、常に太刀の道を辨へて、重き太刀の様に、太刀を静にして、敵に能あたる様に、鍛錬有べし、

一 打とあたる事

打とあたると云事、何れの太刀にてもあれ、うち所を儘に覺へ、ためし物など切る様にも、おもふさま打事なり、又あたると云事は、儘なる打、見へざる時、いづれなりともあたる事有り、あたりにも、つよきはあれども、うつにはあらず、敵の身にあたりても、太刀にあたりても、あたりはづしても、不苦、眞のうちをせんとて、手足をおこしたつる心なり、能々工夫すべし、

一 三ツの先と云事

三ツの先と云は、一ツは、我敵の方へかゝりての先也、二ツには、敵我方へかかる時の先、又三ツには、我も懸り、敵も懸る時の先、是三ツの先なり、我かかる時の先は、身は懸る身にして、足と心の中に残し、たるまず、はらず、敵の心を動かす、是懸の先也、又敵懸り来る時の先は、我身に心なくして、程近き時、心をはなし、敵の動きに随ひ、其儘先に成べし、又互に懸り合時、我身をつよく、ろくにして、太刀にてなり共、身にて成共、足にて成共、心にて成共、先になるべし、先を取事肝要也、

一 渡をこすと云事

敵も我も互にあたる程の時、我太刀を打懸て、との内こされんとおもは、身も足もつれて、みぎはへ付べき也、とをこして、氣遣はなき物也、此類跡先の書付にて、能々分別有るべし、

一 太刀にかはる身の事

太刀にかはる身と云は、太刀を打だす時は、身はづれぬ物也、又身を打と見する時は、太刀は迹より打心也、是空の心也、太刀と身と、心と一度に打事は

なし、中に在心、中に在身、能々吟味すべし、

一 二ツの足と云事

二ツの足とは、太刀一ツ打内に、足は二ツはこふ物也、太刀のりはづし、つぐもひくも、足は二ツの物也、足をつぐと云心是なり、太刀一ツに足一ツづ、ふむは、居付はまゐる物也、二ツと思へば、常にあゆむ足也、能々工夫あるべし、

一 劔をふむと云事

太刀の先を足にてふまゆると云心也、敵の打懸太刀之落つく處を、我左の足にてふませる心也、ふまゆる時、太刀にても身にても、心にてても、先を懸れば、いかやうにも勝位なり、此心なければ、とたんとたんとなりて、悪敷事也、足はくつろぐる事もあり、劔をふむ事度々にはあらず、能々吟味在るべし、

一 陰をおさゆると云事

陰のかけをおさゆると云事、敵の身の内を見るに、心の餘りたる處もあり、不足の處も在り、我太刀も、心の餘る處へ、氣を付る様にして、たらぬ所のかげに、其儘つけば、敵拍子まがひて、勝能物也、されども、我心を殘し打處を不

忘所肝要なり、工夫あるべし、

一 影を動かすと云事

影は陽のかけ也、敵太刀をひかへ、身を出して構時、心は敵の太刀をおさへ、身を空にして、敵の出たる處を、太刀にてうてば、かならず敵の身動出なり、動出れば、勝事やすし、昔はなき事也、今は居付心を嫌て出たる所を打也、能工夫有るべし、

一 弦をはずすと云事

弦をはずすとは、敵も我も心ひつばる事有り、身にても、太刀にても、足にてても、心にてても、はやくはづす物也、敵おもひよらざる處にて、能々はづる、物也、工夫在るべし、

一 小櫛のおしへの事

おぐしの心は、むすぼるをとくと云儀也、我心にくししを持って、敵のむすぼらかす處を、それくにしたがひ、とく心也、むすぼふるとひきはると、似たる事なれども、引ばるは強き心、むすぼふるは弱き心、能々吟味有るべし、

一 拍子の間を知ると云事

拍子の間を知るは、敵によりはやきも在り、遅きもあり、敵にしたがふ拍子也、心おそき敵には、太刀あひに成と、我身を動さず、太刀のおこりを知らせず、はやく空にあたる、是一拍子也、敵氣のはやきには、我身と心をうち、敵動きの迹を打事、是に二のこしと云也、又無念無想と云は、身を打様になし、心と太刀は残し、敵の氣のあひを、空よりつよくうつ、は無念無想也、又おくれ拍子と云は、敵太刀にてはらんとし、請んとする時、いかにもおそく、中にてよどむ心にして、空を打事、おくれ拍子也、能々工夫あるべし、

一 枕のおさへと云事

枕のおさへとは、敵太刀打ださんとする氣ざしをうけ、うたんとおもふらの處のかしらを、空よりおさゆる也、おさへやう心にてもおさへ、身にてもおさへ、太刀にてもおさゆる物也、此氣ざしを知れば、敵を打に吉、入に吉、はづすに吉、先を懸るによし、いづれにも出やう心在り、鍛錬肝要也、

一 景氣を知ると云事

景氣を知ると云は、其場の景氣、其敵の景氣、浮沈、淺深、強弱の景氣、能々見知べき者也、いとかねと云は、常々の儀、景氣は即座の事なり、時の景氣に見請ては、前向てもかち、後向てもかち、能々吟味有べし、

一 敵に成と云事

我身敵にしておもふべし、或は一人取籠か、又は大敵か、其道達者なる者に會ふか、敵の心の難堪をおもひ取べし、敵の心の迷ふをば、知らず、弱きおも強とおもひ、道不達者なる者も達者に見なし、小敵も大敵と見ゆる、敵は利なきに利を取付る事、在り、敵に成て能く分別すべき事也、

一 殘心放心の事

殘心放心は、事により時にしたがふ物也、我太刀を取て、常は意のこゝろをはなち、心のこゝろをのこす物也、又敵を慥に打時は、心のこゝろをはなち、意のこゝろを残す、殘心放心の見立、色々在物也、能々吟味すべし、

一 縁のあたりと云事

縁のあたりと云は、敵太刀切懸るあひ近き時は、我太刀にてはる事も在り、

請る事も在り、あたる事も在り、請もはるもあたるも、敵を打太刀の縁とおもふべし、乗るもはづすもつくも、皆うたんだめなれば、我身も心も太刀も、常に打たる心也、能々吟味すべし、

一しつかうのつきと云事

しつかうのつきとは、敵のみぎはへよりての事也、足腰顔迄も、透なく能つきて、漆膠ウルシニカハにて、物を付るにたとへたり、身につかぬ所あれば、敵色々わさをする事在り、敵に付く拍子枕のおさへにして、静成る心なるべし、

一しうここの身と云事

しうここの身、敵に付時、左右の手なき心にして、敵の身に付べし、悪敷すれば、身はのき、手は出す物也、手を出せば、身はのく者也、若左の肩かひな迄は、役に立べし、手先にあるべからず、敵に付拍子は、前におなじ、

一たけくらべと云事

たけをくらぶると云事、敵のみぎはに付時、敵とたけをくらぶる様にして、我身をのばして、敵のたけよりは、我たけ高く成る心、身ぎはへ付拍子は、何

も同意也、能々吟味有るべし、

一扉のおしへと云事

とぼその身と云は、敵の身に付く時、我身のはいを廣くすぐにして、敵の太刀も、身もたちかくすやうに成て、敵と我身の間、透のなき様に付べし、又身をそばめる時は、いかにもうすく、すぐに成て、敵の胸へ、我肩をつよくあつべし、敵を突たをす身也、工夫有るべし、

一將卒のおしへの事

將卒と云は、兵法の利を、身に請ては、敵を卒に見なし、我身將に成て、敵にすこしも自由をさせず、太刀をふらせんも、すくませんも、皆我心の下知につけて、敵の心にたくみをさせざる様にあるべし、此事肝要なり、

一うかうむかうと云事

有構無構と云は、太刀を取身の間、有る事、いづれもかまへなれども、かまゆるこゝろ有によりて、太刀も身も居付者なり、所によりことにしたがひ、いづれに太刀は有とも、かまゆると思心なく、敵に相應の太刀なれば、上段

のうちに三色中段にも下段にも三ツの心有り、左右の脇までも同事なり、肩をもつてよれば、かまへはなき心也、能々吟味有べし、

一いはをの身と云事

岩尾の身と云は、うごく事なくして、つよく大なる心なり、身におのづから、萬理を得て、つきせぬ處なれば、生有る者は、皆よくる心有る也、無心の草木、迄も根ざしがたし、ふる雨、吹風もおなじこゝろなれば、此身能々吟味あるべし、

一期をしる事

期をしると云事は、早き期を知り、遅き期を知り、のがるゝ期を知り、のがれざる期を知る、一流に直通と云極意あり、此事品々口傳なり、

一萬理一空の事

萬理一空の所、書あらはしがたく候へば、おのづから御工夫なさるべきものなり、

右三十五箇條は兵法之見立、心持に至るまで、大概書記申候若端々申殘す處

も皆前に似たる事どもなり、又一流に一身仕得候太刀筋のしな〜口傳等は書付におよばず、猶御不審之處は口上にて申あぐべき也

新免武藏

立信判

寛永十八年二月吉日

按に本文三十五箇條、武藏の自筆、今熊本の入山尾左文太氏(舊藩二天一流師範家)故ありて所藏す、又武藏の高弟たりし寺尾氏には、同じく自筆の兵法序論一卷を傳へたり、世にはこの序論を、三十五箇條の序として同卷にしたるものあれど、これは別物のやうなり、その文は下の如し、

二天一流

兵法之爲道、偶敵相擊、利得于己、則三軍之場、亦可移、何有町畦、而非面決戰、勝慮前定、有所待哉、其道可迪、而不可離、其法可準、而不可膠也、秘而不藏、辨而屢明、攻堅後節、洪鐘有撞、唯入堂奥而獲、本朝中古涉藝、唱此法者有數十家、爲其道特強、而擅疎暴、守柔而嗜細利、或偏于長、好于短也、搆刀法、訖出數種、爲表爲奥、嗚呼、道無二致、何貽謬哉、需邪、貪名之儔、舞法術、眩曜世人、勝其狹少、則所謂有術勝無

術片善勝無善、足云道耶、無所一取、吾儕潛精銳思、陳于茲、而初融會矣、夫武夫行坐、常佩二刀、願其用之便利、故道根二刀、二曜麗天、法樹五角、五緯拱極、所以幹轉于歲運、衝拒于突起也、爲構要有五法、時措有義、必非有操力爲表與、若夫一旦有故、則長短并挺、短非必長、則短而往敵、而短必亡、則徒手搏之、勝利無往不在吾也、至乃尋不足、而寸有餘、強可弛、而弱有設、皆欲不偏好、時執其中、而中者天下之正道也、我道斯規焉、或有問言、詎庸有知與否乎、曰、趙括躡秦、留侯佐漢、有知無知、相較則何有、魚目之唐突隋珠、抑古將有曰、劍一人敵、而學擊萬、又隘局也、達已目之、萬陣勝北、完城陷潰、顯然相形、猶示其掌、咨疇其爲小又大也、凡習者諄々然、誘能有旁達、非易而誥、其求之釋曲趨正、曰、練月鍛、勵已積功、則神而符會、目擊可存、周旋刑道、服闈不愆、他期無有噬臍、而後能得、儻有手技卓絕、駿百巧之變者、其技惟谷、傳人則猶拾藩也、獨吾道得心應手、而必有爲百世師、亞此之後、有言道、必從吾道也、道同一軌、何多哉、縱夫厭舊吐新、舍夷路踰回徑也、天鑑非誇而大、此道可言如茲、唯有誠心與直通耳、因爲之序、

こゝに各その原文の一斑を寫し出すこと左のごとし、

この三十五箇條は、君命に依りて書きしものなれども、高弟逸足の者には、また自から書きて與へしなり、事は第七章に詳なり、

この書奉呈の後、間もなく三月十七日に、忠利公は五十四歳にして薨ぜられたり、武藏は實に公を頼み奉りて大にその技量を試むと思ひしに、此に至り盲人の杖にはなれたるがごとく、且つおのが齡さへ、やうく積りければ、是より後は、劍道指南の外は、一向に世を捨て、詩歌茶書畫細工等、つとめて閑靜に日月をおくれり、さても、一たび開きし二天一流は、愈々盛なるが中にも、寺尾求馬助信行はその極秘をも受け傳へ、その四子(或は五男ともいふ)辨助信盛(或は森に作る)はその妙術を極めたること、父にも優れたれば、新免氏を冒して二天一流の二代の祖となれり、二天記

按に寺尾家記に云く、忠利公有馬御陣の砌、御兒小性寺尾求馬と申すは、十三歳なりけるに、早合戦始りければ、若者の慣にて、是非先手に参度段、頻りに願ければ、あほう行けとの御意に付、御言葉の末より、かけ出し、御先手に馳付け、最早合戦央に過たりと見えければ、味方の勢を押分々走りぬ、やうやう追首一つ取つて、御本陣に立歸る、君御覽じて、軍はどうかと御尋ありしに、打笑ひ、軍程馬鹿なものは御座なく、小指一本失ひ、からきめに逢て、やうく首一つ取候と、けなげき氣象に申上ければ、武藏殿御側に居られ、其體を見て目に付けるにや、御歸陣後、門弟に致されけるが、相門中にて、寺尾の右に出るものなし云々(編者云島原役は寛永十四年にして、此の時は武藏は小倉侯に従ひて來りしが、その使者などにて忠利公の陣に來り、このさまを見しなるべし、かくて十七年に、武藏愈々肥後に來りてより、彼の寺尾を門弟となし、ならむ、本文御歸陣云々といへるは、聊事實に相違あれども、武藏の寺尾を見とめしは、全くこの時に在りしなるべし、)

かくの如くして、寺尾は愈々武藏の信用を得て、遂に二天一流皆傳免許を得

たり、いつの年にか、光尙公武藏に問ひて、巖いふの身といふ事は、如何とありしに、武藏事に臨み申さずしては、顯はしがたし、寺尾求馬助を召し出され候は、直に御覽に入るべしと申す、公即ち之を召せば、求馬助かしこまりて、御前に平伏す、この時武藏君側より、寺尾求馬助、思召の筋あり、唯今切腹仰付らる、左様相心得急に支度仕るべき旨申されければ、求馬助謹で御請申し、御次に支度仕るべしとて立ちゆく體、自若として常のごとし、この時武藏唯今御覽遊ばされ候、求馬助が體、即ち巖の身にて御座候と申しければ、光尙公大に感して、求馬助深くその技に至れり、これ武藏が導なりと嘆賞せられけりといふ、以て求馬助に對せし、武藏の心入のほどを知るべし、

又忠利公ある時、松山主水といふ兵法者を迎へ學ばる、その術相傳の時は、人を屏け障子を閉さしめられけるに、窃に障子を破りて見るものあり、忠利公大に怒りて、誰か我が言に背くぞといはれけるに、求馬助兒小性にて、その時十三歳なりしが、趨り進んで申上けるは、御相傳の儀といへども、主水は新參なれば、如何なる野心を挟むべきも知るべからず、依て尊命を背き候と申し



たり、

又綱利公ある時、他國より、やはら取の上手參り候を、御前にめされ、人拂にて何ぞ聞かせられ候時、求馬助障子越に伺ひ居けるに付、餘人留めたれども、若御尋あらば、拙者なるよし申上候へ、他國のもの、如何なる儀をか申上、如何なる不意かあるべきとて伺ひ居り候といふ、果して御尋ねありしに、求馬助と申上ければ、求馬ならばよしと仰せられきとあり、求馬助が器量並ならずして、代々國君の覺めでたかりしこと、これらにて知るべし、

又按に兵法二天一流相傳記志方氏記に云、武藏傳統ノ事當國入來ノ初ヨリ寺尾求馬信行兵法懇精ノ稽古萬人ニ越エ、第一其道一ヨリ百迄師弟ノ中如水魚武藏平日語テ曰、我六十餘州廻國シテ望ノ者ニ傳フト雖モ、未信行ノ様ナル弟子ヲ得ズ空シク我道ヲ失フ事歎キ思フ所ニ幸ニ達人ヲ得ルコト是我道ノ天理ニ叶フ故ト悦ビ一流ノ奥義少モ不殘傳授シ畢、門弟多キ中ニ此道ヲ傳フルコト信行一人ニ限ル、太守光尙公へ武藏其旨ヲ申上則召出サレ於御前兵法御覽遊バサレ其後御大切ノ御稽古ニモ度々御打太刀相勤武藏同前

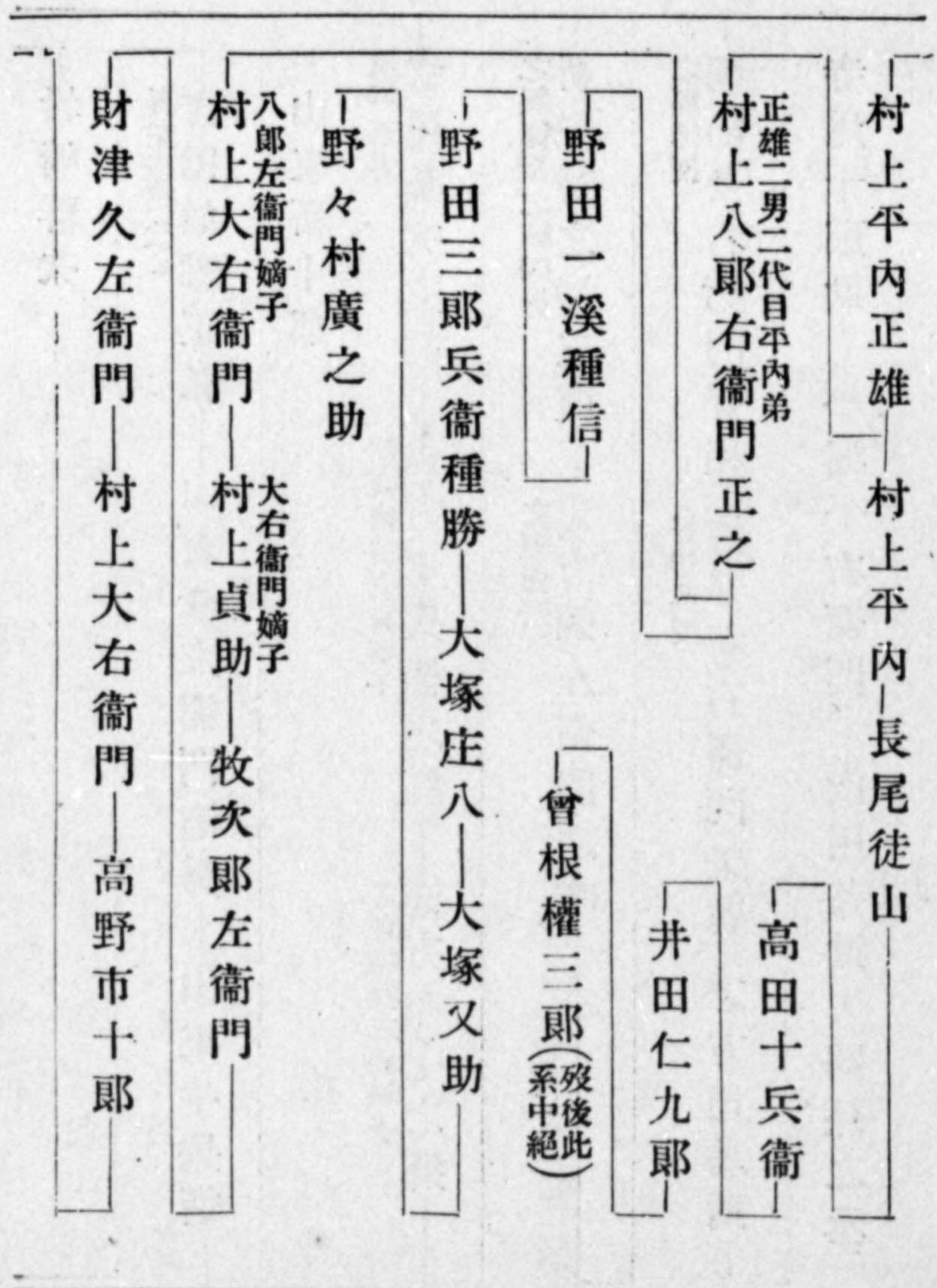
ニ相語御稽古ノ御相手ニ相成數年相勤、然レドモ様子有テ押立弟子ヲ取指南不致武藏死後ニ至リ一流ノ書物并ニ帶刀共豐州小倉城主小笠原家ノ家老宮本伊織方へ遺ス、伊織武藏ノ本名ヲ繼シナリ伊織曰、武藏ノ本名ヲ繼グト雖モ兵法ノ事曾テ相傳セズ、信行幸ニ流儀相傳セリ受用可有由ニテ右ノ品求馬方へ差返ス依之無據持傳へ年曆ヲ經、四男寺尾辨助天性兵法萬人ニ越エ其道元祖武藏ニ不負獨歩器量流儀ノ有德二天流奥儀不殘傳受シテ武藏ノ名蹟ヲ繼セ新免辨助ト號ス二天流二代是也、武藏存生ノ内信行男子アラバ我流儀ヲ相傳シテ新免ノ名蹟ヲ繼可申由大望任契約者也、辨助流儀ヲ相繼テ専門弟ニ指南致ス所ニ不幸ニシテ元祿十四年辛巳七月廿五日四十五歳ニテ病死畢惜哉、其前延寶五年丁巳太守綱利公御參勤御供ハ寺尾信行召連ラル、其節三男寺尾藤次、四男新免辨助兩人共ニ兵法執行、東府召登於彼地藤次儀武藏一流ノ奥儀不殘令傳受畢、其比綱利公武藏流御稽古、信行御指南申上御在府中兩人ノ子共御打太刀相勤御稽古遊バサレ畢、求馬死後ハ柳生流御稽古ニ付其後ハ御打太刀不相勤、辨助ハ流儀彌致指南處ニ不幸ニ付

數多ノ弟子稽古斷絶ノ事ヲ歎申ニ付藤次其跡ヲ繼ギ指南致ス所ニ太守宣紀公達尊聽召出サレ御紋ノ御上下并食祿其外御褒美等拜領サセラレ於御前度々兵法相勤尤弟子中兵法奉入御覽門弟指南仕八十二歳迄無懈怠相勤享保十四年八月十九日致病死畢二天流數多有之ト雖モ新免辨助武藏二人寺尾藤次流儀令相傳ヨリ外以心傳心ノ相受ノ者無之此兩人ニ限ル外ヲ以テ求ル事ナシ云々、

かくてこの流は數家に分れ長く熊本藩に傳はれり、今その傳統圖を示せば左のごとし、細川侯爵家藏

新免武藏玄信 — 求馬助改ム 寺尾藤兵衛信行 — 寺尾郷右衛門勝行 —

信行四男有故而號新免  
新免辨助信森



岩崎群次

喜左衛門改ム  
吉田如雪正弘——山東彦左衛門清秀——山東半兵衛

山東新十郎

信行五男  
寺尾藤次立高——志方半兵衛之經——志方半七之郷

之經傳授之經四男  
新免辨之助立直——志方彌左衛門之唯

之經傳授  
岡島要右衛門好和——好和傳授  
淺井新右衛門榮廣——志方司馬助

寺尾十郎助——小堀平右衛門——山尾甚助——關孫之丞

鹽田濱之助といふ棒捕手の名人あり、五人扶持拾五石を賜はりて、熊本にあり、ある時、武藏を相手に勝負したき旨を申込む、武藏即ち短刀を以て對す、濱之助は六尺八寸の棒を持て立向ひぬ、武藏濱之助が棒を振り出さむとする頭を押へて動かさず、濱之助更に振出し、に空く後方を打てり、武藏濱之助に謂へらく、我無手に居るべし、我が間の内に足踏み入れなば、貴殿を勝と爲むと、濱之助大に怒りて、棒を捨て、手捕にかゝる、武藏間の外よりこれをつき倒しつ、濱之助拜伏し流を改めて、門弟と爲らむことを乞ふ、武藏即ちこれをゆるしぬ、されど、濱之助は、棒捕手の上手なるにより、武藏常にこの者をして、門弟に教へしめたり、これより、武藏流の棒とて、世に行はれたれども、その實は、この濱之助が流なりと

いへり、二天記

按に寺尾信盛の記せる棒次第目録を見るに云く、第一陰の引棒、第二陽の引棒、第三卷棒、さげ持、第四もしき棒、さげ持、第五物見棒、つき、第六笠はづし棒、さげ持、第七陰のからみ棒、第八陽のからみ棒、第九上段の棒、第十よこ棒、第十一下段の棒、第十二つき棒、第十三かやし棒、以上は太刀に出合の棒、合棒次第、第一おこし棒、第二おさへ棒、第三うけ棒、第四いわこみ棒、第五左り棒、第六右の棒、第七とみ合棒、以上は棒と棒と出合之棒といへり、

武藏肥後に來りてより、泰勝寺(細川家菩提寺)の僧春山和尚と、莫逆の友たり、又城西岩殿靈巖洞は、古より有名なる勝地なるが、武藏は時々こゝに籠りて、座禪修行せり、彼の兵法の秘書五輪書も、即ち此にて著はし、なり、其の詳かなること、は、次章に述る處を見て知るべし、

### 第七章 死去

正保二年の春の頃より、武藏漸々病ひし、四月に至り、自から再び起つこと能はざるを悟れるにや、家老衆に一書をおくりたり、文に云く、

態と各様迄書附御理申候、兼て病氣に御座候處、殊に當春已來煩ひ申候て以來、別而手足難立罷成候、此前拙者年久敷病氣故、御知行の望杯不仕罷在候、先越中様も御兵法御數奇被成候故、一流之見立申上度存、粗兵道之手筋被成御合點候時分、無是非仕合せ、失本意候、兵法之利とも書付上可申旨御意候へ共、書附迄に御合點如何敷存、下書斗り調差上、兵法新敷見立候事、儒者佛者の古語、軍法之古沙汰をも不用、只一流を心得、利方之思を以て、諸藝諸能之道にも存、大形於世界之理明らかにて得道候へとも、世に逢不申躰無念に存候、今迄世間兵法にて身過候様に存候、右様の事は、眞の兵法の病に成申候事に御座候、

今申處末の世に、拙者一人の儀は古今之名人に候へば、奥意相傳へ可申候處、手足少も叶不申候、當年斗の命も難斗候へば、一日成共山居仕、死期之躰、世上へ對し、塾居候事に被仰付候様に、御執斗可被下候已上、

四月十三日

宮本武藏玄信判

式部殿  
監物殿  
宇右衛門殿

宮本武藏

この後彼の常に座禪修行せし岩殿靈巖洞に到り、靜に終命の期を待ちしに、世間に奇怪の風説あり、長岡寄之これを聞き、放鷹に託してその地に到り、武藏を諫めて、城下の千葉城の邸に歸らしむ、さて直に家士、中西孫之允といふを遣して、病を介抱せしむ、病いよく急なるに至り、五月十二日、武藏は、寄之及澤村友好に、遺物として腰刀及鞍を譲り、又寺尾勝

第七章 死去

信に、五輪の書、同信行に三十五箇條の書を相傳す、その外、それ／＼に物をおくれり、増田總兵衛、岡部九左衛門の二人は、武藏の家人にて、ことに馴れたるものなれば、死後の事を頼みしにより、松井家にて後にこれを抱かへらる、かくて自戒書即ち獨行道を書す、これ辭世の心なりきといふ、

按にこの時の遺物なる松井氏に贈りし鞍は、武藏の自作にて、今に同家に傳へぬ、澤村氏への刀は、彼の吉岡又七郎を斬りたるものにて、伯耆安綱といふ、今猶傳はれり、又獨行道の自筆は、今熊本野田三郎八氏に傳へ、五輪書の自筆はもと松井家に在りしが、今は故ありて前田氏の所有に歸せり、

かくて十九日に至り、遂に千葉城の宅にて歿せられたり、時に六十二歳、或は六十四歳とも云ふ、(武藏年齢の事詳ならず、この事已に上章に論ぜり)即ち遺言に任せ、甲冑を帶し、六具

を固めて入棺し、飽田郡五丁手永弓削村の地に葬る、兼約により、泰勝寺春山和尚引導す、國君代拜、諸士會葬、尤も嚴重なり、この時一天晴れたるに、俄に曇りて雷一聲あり、葬場大に騒動せりといふ、後松井寄之、墓參して、庄屋を呼び出し、墓の掃除怠らざるやう申付られ、米五十俵を附けらる、今に至るまで武藏塚と稱する處、即ち是なり、二天記

送葬の時雷一つなりしことは、先例あり、細川勝元、山名宗全の時かくのごとし、されば豪傑の送葬には、かくのごとしなど當時言ひあへりとかや、二天記本文泰勝寺春山和尚武藏に引導を渡したる時は、棺を巨石の上に置きたりとて、今にその引導石といふもの、同寺馬場筋紅葉山と稱する處に在り、此にてこの式を了へて、弓削村に葬りしなるべし、こは目方百貫目斗の天然石なり、然るに正保二年武藏死去の時は、泰勝寺は第一世の大淵の時代にして、春山は後住なりしも、殊に武藏と親しかりし故に春山をして引導せしめしな

るべし、葬儀の全體は大淵の掌りしこと下文伊織の書狀にて知るべし、寺尾家記、及志方家記を按ずるに、初め武藏遺言して云く、我れ君侯二代に仕へ、その恩遇を蒙ること頗るふかし、死せむ後も、太守江戸參勤の上下を拜せむとおもふ、願くはその往還の目立つ處に葬れよと、依て死後その旨を以て上申せしに、望の通に致すべしとの事にて、やがて弓削村には葬りしなり、これ大津往還とて、熊本城より東して阿蘇にゆく大道、即ち國君江戸上下の道なり、且つこの墓邊、一二反程は、松杉等植ゑ置きければ、往々繁茂し、武藏山としもいふに至りぬ、然るに後に至りて、この邊總拂になりし時、この墓山の樹木をも剪り荒らし、牛馬雜人入込むやうになりしかば、寛政の頃、志方半兵衛奉行所に上書して、その濫入を制し、更に樹木を植ゑ繼ぎ、舊來の面目を保存せしめたり、今に至りて、蔚然山を成せるは、この人の盡力多きに居るといふべし、

是より先、武藏病死するや、長岡監物より、直に小倉なる宮本

伊織のもとに書をおくりて、事の状を告ぐ、伊織即ち禮謝互に往復あり、

一筆致啓上候去る廿三日私は罷歸候即刻貴札拜見仕候然は今度同名武藏相煩候之内 肥後守様々寺尾求馬之助殿被爲附置養生被爲仰付被下候得共定業故無甲斐相果候以後取置三日目之御法事并墓所之儀迄被入御念可被爲仰付旨誠以冥加之至難有奉存候武藏病中御見舞被成御取置之砌野邊へ御名代被遣并法事之節御香奠被懸御意其上爲御焼香御寺迄御出被成候由諸事被入御念候段忝奉存候爲御禮先以飛札如斯御座候尙自是可得貴意候恐惶謹言

五月廿七日

宮本伊織判

長岡監物様

人々御中

御札拜見申候如仰今度武州病中肥後守所々寺尾求馬と申者付置被申養生被申付候得共無詮御果候儀御殘念に存候武州病中御死去之以後之儀色々々

被仰置爲御禮御慰懃之御紙面忝存候如何様自是可申入候恐惶

閏五月二日

長岡監物判

宮本伊織様

御報

一筆致啓上候然に従

肥後守様同名武藏病中死後迄寺尾求馬殿被爲御附置於泰勝院大淵和尚様御取置法事以下御執行墓所迄結構に被 仰付被下候段其身冥加相叶私式迄難有被存候此段乍恐到江戸岩間六兵衛方迄以書狀申上候乍慮外彌後貴殿様可然様被仰上可被下候隨而御禮之印迄胡桃一箱并鯉節一箱二百入致進上候恐惶謹言

閏五月廿九日

宮本伊織判

長岡監物様

參人々御中

預御使札拜見候然、武州病中肥後守所々寺尾求馬と申者附置被申御死去

之以後之儀も被申付候様體被入御念被仰越御紙面之趣肥後守所へ可申遣候仍胡桃一箱鯉節一箱二百入被懸御意遠路御心入之段忝存候猶期後音之時候恐惶

六月五日

長岡監物判

宮本伊織様

御報

後九年承應三年、伊織春山和尚に託し、碑文を撰せしめ、之を小倉の城下に建てたり、文に云く、

兵法天下無雙播州赤松末流、新免武藏藤原玄信、二天道樂居士碑、正保二乙酉曆五月十九日、於肥後國熊本卒、于時承應三甲午曆四月十九日、孝子某謹建焉、臨機應變者良將之達道也、講武習兵者軍旅之用事也、遊心於文武之門、舞手於兵術之場、而逞名譽人者其誰也、播州之英產、赤松之末葉、新免之後裔、武藏玄信號二天、想夫天資曠達、不拘細行、蓋斯其人乎、爲二刀兵法之元祖也、父號新免無

十手之家、武藏受家業、朝鑽暮研、思惟考索、約知十手之利倍一刀、甚以夥矣、雖然十手非常用之器、二刀是腰間之具、乃以二刀爲十手之理、其德無違、故改十手爲二刀之家、誠舞劍之精選也、或飛真劍或投木戟、北者走者不能逃避、其勢恰如發強努百發百中、養由無踰于斯也、夫惟得兵術於手、彰勇功於身、方年十三而始同州與新當流有馬喜兵衛者、進而決雌雄、忽得勝利、十六歲春至、但馬之國、有大力量兵法人名秋山者、決勝負、反掌間打殺其人、芳聲滿街、後到京師、有扶桑第一兵術吉岡者、請決雌雄、彼家之嗣清十郎、於洛外蓮臺野、爭龍虎之威、雖決勝敗、觸木刃之一擊、吉岡倒臥于眼前而息絕、預依有一擊之詰、輔弼於命根矣、彼門生等助乘板上、藥治溫湯、漸而復、遂棄兵術、雉髮畢、然後吉岡傳七郎、亦出洛外、決雌雄、傳七郎袖五尺餘之木刀來、武藏臨其機、奪彼木刀擊之、伏地立處死、吉岡門生含冤密語云、以兵術之妙、非所可敵對、運籌於帷幄、而吉岡亦七郎寄事於兵術、會于洛外、下松邊、破門生數百人、以兵杖弓箭、忽欲害之、武藏平日有知機之才、察非義之働、竊謂吾門生云、爾等爲傍人、速退、縱怨敵成群成隊、於吾視之、如浮雲、何恐之、有散衆之敵也、似走狗追猛獸、震威而歸、洛陽人皆感嘆之、勇勢智謀、以一人敵萬人、



實兵家之妙法也、先是吉岡代々爲公方之師範、有扶桑第一兵法者之號、當……靈陽院義照公之時、召新免無二、與吉岡令兵術決勝負、限以三度、吉岡一度獲利、新免兩度決勝、於是令新免無二、賜日下無双兵法術者之號、故武藏到洛陽、與吉岡數度決勝負、遂吉岡兵法之家、泯絕矣、爰有兵法達人、名岩流者、與彼求決勝負、岩流云、請以真劍決雌雄、武藏對云、備揮白刃而盡其妙、吾提木戟而顯此秘、堅結漆約、長門與豐前際、海中有島、謂船島、兩雄同時相會、岩流手三尺白刃來、不顧命、盡術、武藏以木刃一擊殺之、電光猶遲、故俗改船島謂岩流島、凡從十三迄壯年、兵術勝負六拾餘場、無一不勝、且定云、不打敵之眉八字間、不取勝、每不違其的矣、自古決兵術之雌雄人、其算數不知幾千萬、雖然於夷洛向英雄豪傑前、而殺人者、古今不知其名、武藏屬一人耳、兵術之威名、遍四夷、其譽已不絕、古老口所銘、今人吁誠奇哉、哉、力量早雄、尤異于他、武藏常云、兵術手熟心得、一毫無私、則恐於戰場領大軍、亦治國豈難矣、豐臣太閤公之嬖臣石田治部少輔謀叛之時、或於攝州大阪……秀賴公兵亂時、武藏勇功佳名、縱有海之口溪之舌、寧說盡簡略不記之、加旃無不通禮樂射御書數之文、況小勢巧業、殆無爲而不爲者歟、蓋大丈夫之一體

也、病卒肥之後州、時自書於天仰實相圓滿之兵法逝去不絕字、以言爲遺像焉、故孝子其立碑以傳于不朽、令後人見、嗚呼偉哉、

## 宮 本 伊 織 立 石

この碑文のある一體の山を、もとは田向山といひたりしを、建碑の後小笠原家より宮本氏に賜はりぬ、夫より武藏山と稱せり、然るに近年この山に砲臺を築くことになりて、小笠原家の祈禱所なる延明寺といふに、その碑石を移し立てたり、

武藏廿三回忌、寛保甲子の年、熊本にてその式を行ひ、太田善兵衛正英の祭文あり、今之を略す、位牌は今熊本市泰巖寺に藏せり、

## 第 八 章 逸 事

一世の偉人二天一流の元祖たりし、武藏の事は上數章に於て大方叙記し了れり、この章には、武藏はたゞに劍客たりし

に止まらず、兵法者たりしに止まらず、頗る諸藝に多能なりし逸話のかずくをも列擧し、鬼神を取りひしく如き剛勇の傍に優々として、天地の美を我が物とせし風雅の想ありしことをも知らしめむとす、昔は八幡太郎義家征奥の途上、關の花の散るを惜みて、英雄の風度を示し、又思ひきるとは神は知らずやと、上矢の鏑一筋に勇み猛けりし大丈夫菊池寂阿は、知らずや人の我を待つらむの一首を残して、死に就けり、蓋し情あり勇あるは、我が武士の特色にして、いはゆる大和魂は、剛柔相待ち、この間決して情弱殘忍を容れざるなり、

も無不通禮樂射御書數文、況小藝功業殆無爲而無不爲者歟、蓋大丈夫之一體也とあるにても、その多能なりしことは知るべし、近世逸人畫史によれば、武藏の畫風は長谷川家に出づ、二天といふ印章を用ゐるとあり、肥後に來りて後は、畫家矢野三郎兵衛吉重(初名は三十郎姓は橘家領百五十石)につきたりしことは、矢野門人録の中に、新免武藏名玄信號二天、兵法名達、刀法絶于古今、廻國來肥後、云々とあるにて明なり、武藏ある日忠利公の前にて、達磨を畫きぬ、然るにその技甚拙なりければ、そのまゝにて止めしが、夜に入て寢ながら、さまゝに工夫し、ふと起上りて燈下にて畫きしに、初て意に適へり、その時、武藏門人に向て、我が畫未だ刀術に及ばず、その故は初め主君の仰なれば、能く畫かむと思ふ心より、反て

拙劣になりぬ、然に今は我が兵法を以て畫きし故に、適意の作なれり、そもく、我は大刀取て立出る時は、我もなく敵もなく、天地を破る見地なれば、恐るゝ所なし、畫はいまだ劍道の足もとにもよらずと語りきとぞ、近世名家現に細川侯爵家所藏蘆雁の畫も、同じく忠利公の命によれるものにて、三度書き直したるものなりと傳へらる、(卷首に收めたるものはなり、)武藏の畫は、當時専ら行はれし狩野風の水墨山水等多く、彩色畫は殆ど見ざるがごとし、畫乘要略には、法海北氏氣豪力沈とあり、武藏の畫風の如何は余は今此に評せず、本書中處々に掲ぐる諸幅にて知るべし、

按に、本朝畫纂に、宮本武藏範高小倉人、有武略善劍法、旁通繪事、工人物山水、畫中用二天印、範高無嗣、兄某世仕小倉藩、今稱宮本八左衛門とあれど、範高の名

小倉の宮本氏の系圖に見えず、頗る不審なり、増訂古畫備考には、これに依て繪事を善くし、武藏は、範高の方にて、劍客の武藏には、實は繪事はなかりしか、さるはたましく、同名同號なりしより、名高き劍客の方に附會せしにやといへれど、武藏には彫刻をよくし、又諸小細工に長じ、且つ肥後には、その師矢野吉重ありしこと前に引しごとくなれば、猶本文を正しとすべきなり、又按に、今武藏の筆と稱するものにして、その真ならざるもの少からず、こは天保嘉永のころに、京都人坂上東海といふもの、熊本に來りて、僞筆せしものなりと云ふ、

武藏の細工にも堪能なりしことは、江戸にて夢想權之助といふもの、突然勝負を申し込みし時、揚弓を細工しありしが、直にその割木を以て立合ひ、勝を得きといふにても知らる、又巖流島の試合を初め、いつも提げゆきし木刀は、大方自製なるがごとし、卷首に掲げし靈巖洞に傳はる自作の不動立

像のごとき、今男爵松井家に傳はる鞍の如きその精巧なる  
 を見るべし、又金工にもわたりしことは、肥後鐔の中に、武藏  
 作ありて、尤も傑出せるにても明なり、長屋重名氏の肥後金  
 工録に、武藏の作は、鐵銅に拘はず、鐔縁頭共に一種の作な  
 り、地鐵固くしまりて一見刃金のごとし、故に作行自から堅  
 く見ゆ、時代に於けるも、若く見え勝なり、鐔の形は小形にし  
 て、一種ナマコ透なり、縁頭も總て尋常と異り、多くは異體に  
 て、鼻操形の類、又大丸形は、最も深く、縁は樋及戸樋形、いづれ  
 も深造りのかたなり、世偽物多く、正眞は得がたし、元來在肥  
 七八年間にして、殊に武門の餘暇の作なれば、多くあらう筈  
 なし、凡肥後作中、最も珍とすべきは、三齋公及此作なりとす、  
 固より人を以て作を傳ふるもの、かの作を以て、人を傳へた

ると同年の論にあらずとて、その圖を出せり、又島田恒信氏  
 藏赤金造小柄室の彫刻のごとき、いかにその妙を得しかを  
 知るべし、挿圖を參照すべし

書は今、松井男爵家、及寺尾家に傳へたる幅、戰氣寒流帶、月澄  
 如鏡の字體、又寺尾家の兵法論の序、野田氏の獨行道、前田氏  
 の五輪書、山尾氏の三十五箇條等を見くらぶるに、筆力道健、  
 氣魄ありて禪味を帯びたり、本書處々に挿入せしを見て心  
 得べし、

學は誰につかれしか、明ならざれども、彼の兵法論の序、及そ  
 の他の著書等の上より考ふるに、當時の武人としては、最も、  
 博學の方といふべし、禪については、深く春山和尚と交はり、  
 ことに時々靈巖洞に籠居修行せしといへば、最も蘊奧を極

めしがごとし、こは武士道に關係すること多かれば、早くよ  
りことに心を留めしならむ、

武藏の歌として傳はれるものに云く、

世の中は只何事も水にして、わたれは替る言の葉もなし

教内

人に習ひ我と悟りて手を拍つも、皆教内のをしへなりけり

教外

習子は悟りもなくて徒らに、明し暮すや教外なるらむ

山水三千世界を萬理一空に入れ、滿天地をも挈るといふ心を題として、

乾坤を其儘庭に見る時は、我は天地の外にこそ住め

座禪

座禪して工夫もなさす床の上に、只徒らに夜を明すかな  
見るやいかに加茂の競馬の駒比へ、馳けつけ返すも座禪な

りけり

振りかさす太刀の下こそ地獄なれ、一と足進め先は極樂  
兵道鏡といふもの一冊あり、尾張に在りし間の著作といへ  
り、内容は五輪書に似たり、

以上は武藏の劍道の外に、文學藝術にもわたりしことの一  
班を叙して、いかにその胸襟快活にして、嗜好の高尙なりし  
かを記せるなり、以下雜事に及ばむ、

林羅山、武藏像に贊して云く、旋風打連架打者異僧之妄語也、  
袖裏青蛇飛而下者、方士幻術也、劍客新免玄信、每一手持一刀、  
稱曰二刀一流、其所擊所又指縱橫抑揚、屈伸曲直、得手應心、  
手擊則摧、攻則敗、所謂一劍不勝二刀、誠是非妄也、非幻也、庶幾  
進可以學萬人敵也、若推而上之、則淮陰長劍不失漢王左右手、

以小譬大豈不然乎羅山文集

武藏一生髮梳づらず、入浴せず、老年に至りて、在宿の節は、無刀にて五尺杖を携へたり、夏日には手拭をしめして身を拭へり、常に我に仕官の望なし、たとへば、手桶一つの湯にて、身の垢は洗ふべし、心裏の垢をすく暇なしといへり、壯年の時は、髮帶の邊まで垂れ、老年に及ては、肩の邊まで下りたりとかや、衣服は繻子の小袖に、紅裏をつけ、足の甲に垂るゝほど、長きを着したり、刀脇差、木柄にて赤金拵なり、物好きごとは、赤金ならでは思ふやうにならずと平常語りたり、五尺の杖は刃の方に鐵をのべてふせ、跡先中にも、胴金ありて、長き腕貫の緒つけり、枕木刀の腕貫は、指にかゝるやうに短し、刀脇差にも、腕貫をつけたき時は、紙捻をして、絲の卷目にしか

と、くゞりつけ、指にかゝるやうにしたるがよきと常にいへり、

身の丈は六尺ほどにて、骨太く力量人に越えたり、十三歳にて、有馬喜兵衛と初試合の時も、十六七歳と見えきといふ、一生福力ありて、金銀に乏しからず、歴々の浪人、武藏に隨仕のもの、數多あり、暇を申して他所へ出る時には、金銀なくては、何方へ行ても落つきがたきものなり、その用意ありやとて、いつも之を與へき、平日居る所の天井の廻り椽に、木綿の囊に入れて、金銀を掛けおき、何番目の囊をと指圖して、矢筈竹にてそれを卸させて與へたりといへり、

木刀を取ては、中段にても、上段下段にても、心にまかせてつかひ、隨仕の面々に限らず、誰にても相手になし、日々試合を

もなしたり、小河權太夫といふもの、壯年の時より、武藏に隨仕し、年若い露心と號せしが、このもの常に云く、我等など若かりし時は、命を捨ること、物の屑ともせず、武藏と立合ひ、打太刀をいたす、己れは太刀打べしと思ひ儲けて、木刀おつ取り立向ふに、武藏二刀を取り、大太刀を杖につき、肩をくはつとくつろげらるゝ時は、肝にこたへて、踏掛たる足を、一足は必ず引たり、これ我等のみに限らざりしなり云々、或時小笠原信濃守邸にて、人々打寄り、武藏の兵法を批判す、この時庖丁人に、少し腕力ある男あり、進み出でて、武藏にもせよ鬼にもせよ、だまし打にうたば、打たれぬ事はあるまじといふ、人々だまし打にても、なるまじと争ふ、然らば今夜武藏來るべし、打ち見よと賭物をかけて約す、庖丁人、即ち時を

計りて、暗き所に隠れてこれを待つに、果して武藏入り來て、何心もなく過ぎゆくを、やりすごさせて、さて後より、聲をかけつゝ、木刀を以て、ひしと打つ、武藏うしろさまに身を以て中り、右の手に持たる刀のこじりにて、胸板をしたゝかに突きければ、彼の男仰けさまに倒れ、起きむとする處を、武藏更に刀をぬき、むね打に、右の腕を四つ五つ打て、刀を鞘に收め、さらぬ體にて、次の間に來り座せり、その後にて大勢立より氣付よ薬よと騒ぐ、信濃守聞つけて、次の間に出で、何事ぞと武藏を見ていへば、武藏只今何ものか、御前ちかく物さわがしき仕方いたし候により、戒めおきたり、よも動きは申すまじと答へぬ、その後庖丁人は、加療せしかとも直らず、終に暇をつかはしたりとかや、

武藏、關が原出陣の前、人々と打連れ、山野を遊行せしに、二間ほどの切れ岸の處あり、下は小竹原を切拂ひたる後とて、竹のそぎいくらとなく立てり、武藏人々に向つて、この下を敵駈け通らば、各いかゞ致さるべきかといふ、皆答へて、たとひ何等の敵たりとも、追掛くべきやうなしといふ、この時武藏ゑいと聲かけて飛び下りければ、竹のそぎ足を貫きぬ、人々おどろき、こは如何なる事ぞといふに、武藏、人間は上へは飛上ること難きものなれども、下へは數丈ありても、飛び下ること出来るものなり、各方の敵駈け通るとも、何として追かくべきといはれけるが、あまりに沙汰の限りなれば、怪我いたすとは知りながら、飛び下りたりといふ、人々皆舌を巻きたりとぞ、

按にこの事を中津にての事とし、當時熱田如水の麾下にて、武藏父子一所に在りしがごとく傳へたるは誤なるべし、武藏關が原の出陣は、宇喜多氏の幕下なる新免氏に従ひたりしことは、前に述しがごとし、況や武藏の父は、この頃は既に歿せるをや、

ある城乗の時、富來城攻とせるもあり、武藏先登しけるに、敵の矢狭間より鎗を出してつかむとするものあり、武藏あの鎗取つて見すべしとて、わざと股を矢狭間に當て、待てり、案のごとく、敵中より鎗にてその股を突けり、武藏つかれながら、その鎗を取りて奪はむとす、敵も取られじと引合ふ、かかるほどに、武藏、股の骨にあてゝ、ゑいと云ひて引ければ、鎗の鵜首より、二尺餘の處にて折れたり、武藏、即ちこれを持出でて、人に示す、人々おどろきて、疵の事をいひたれど、武藏は、



何ともいはず、傍なる馬糞を取て、疵口にさし入れ、少しも痛むけしきなくて、城に乗り上れりといふ、

武藏の兵法、將軍家の上聞に達し、召出さるべき旨ありしかども、柳生但馬御尊敬の上は、我が兵法台覽に備ふるも無益なりとて應せず、さらば、晝御覽なされたしとの事なりしかば、武藏、即ち野に日の出たる處を屏風一ぱいに書きて獻れりといふ、

或時、武藏、召使の若黨に、用事を申付けしに、若黨詞を返へす、武藏我等に向つて、さやうなる儀申さぬものぞとて大に叱る、若黨これにも凝りず、又詞をかへして、慮外をさへ言ひしかば、武藏、即ち持たりし五尺の杖を取り直し、只一撃にそが頭を打ち碎きぬ、若黨は忽ち息絶えたり、このものは髪の毛あ

つく、月代伸びたる男にて、頭は碎けたれども、血は流れ出てざりきとぞ、

武藏、熊本にゆきて後も、小倉へは伊織あるを以て、時々参向し、中津にも時々ゆきたり、或時、小倉小笠原家の家臣島村十左衛門が宅にて饗應あり、種々物語などある中、立關取次の者罷出で、武藏様へ、青木條右衛門と申もの参上、御逢ひ下され候やうにと願ふよしをいふ、武藏、即ち青木をその席に引き、一通りの挨拶了りて後、兵法はいかにと尋ぬるに、青木絶えず仕ると申す、さて表など一覽、ことに機嫌よくて、もはや何方へ参り指南しても、苦しからずと褒む、青木大に悦び、次へ退かむとする時、木刀を袋に納めしに、紅の腕貫つきたる木刀、ちらと見ゆ、武藏、早くも咎めて、その赤きは何かと問ふ、

青木當惑しながら、これは諸國廻り候ふ時、試合望まれ、止むを得ざる時に、用ゐる物なりとて、八角の大木刀に、紅の腕貫附けたるをさし示しぬ、武藏、忽ち機嫌かはり、其方はたはけものなり、兵法の試合などとは、思ひもよらぬことなり、最前褒めしは、唯幼年のものに教ふるにはよしとおもひしまでなり、試合望む人あらば、早蚤その處を去るべし、其方など未だ兵法の試合すべきやうもなしとて、大に叱り、さて十左衛門が兒小性を呼んで、飯粒を取りよせ、小性が前髪の結目に、飯粒一粒をつけて、あれへ参り立て居れよとて、自からは立上り、床上の刀をおつ取り、するくくと抜いて、上段より打ち込み、結目につけたる飯粒を二つに切り割りて、青木が鼻にさしつけ、これを見よとて、三度迄致したり、青木甚だ驚歎し、

一座のもの、いづれも舌を卷けり、武藏云く、かくの如く手業熟したりとも、敵には勝ちがたきものなり、汝等が試合などとは、以ての外なりとて、追ひかへしたりとぞ、武藏門弟數多なりしが中に、熊本の寺尾孫之丞は、多年の功を積て、皆傳を得たり、ある時武藏の打太刀にて、小太刀を入れしめ、かへすく、指南せしに、小太刀中より折れて、武藏の木刀寺尾が頭に中ると見えしが、月代のきはにて打止め、すこしも頭に疵つかでやみたり、かゝる手業のきゝたることは、常の事なりき、或時、庭上に猫の居たるに、武藏つと立上り、枕木刀を上段にかまへて、つかく、と進みよれば、猫その勢におそれ、遁むとすれども能はず、そのまゝにうづくまりぬ、武藏即ち悠々

とそを打ち取りたりとぞ、

武藏死去前、細川家の家臣澤村大學、病床を訪ひぬ、武藏枕を擡げて禮謝し、今生の御暇乞といひしに、大學、それほど、大切とも見えず、御養生あらば御回復あるべしと挨拶して歸りぬ、跡にて武藏、隨仕の人に向つて、澤村大學殿は、武功といひ、人品といひ、御當家稀なる人なり、人の龜鑑とも見らるゝ人にて、武藏が死を知り、暇乞ひ申すに、養生せば直るべしとの挨拶は、大學殿には不似合の事なりといひきとかや、以上數項丹治

宮本武藏

峰均筆記

武藏は、平居閑靜にして、連歌茶書畫細工等にて日月をおくりたり、長岡寄之の邸にても、連歌の會度々ありて、長岡右馬助重政、森崎立三等執事たり、その時、他の衆の聲は、次の間ま

できこえしも、武藏の物聲のみは、一向にきこえざりきと、同家の近習衆申し合へりとぞ、

或時、寄之、武藏に向つて、差物棹は如何にためして然るべきかと問はれしに、武藏、竹あらば出し候へといふに、その頃取よせおきし竹百本許りをさし出されぬ、武藏その竹の根を取り、椽端に出でて打振るに、皆折れ摧けて、完きもの僅に一木残りたり、即ち之をさし出して、是は大丈夫なりといひければ、寄之感賞して、慥なるためしなれども、貴方のごとき力量人ならでは、能はざることよと笑ひ合ひたりとなり、以上二天

記、八代聞書

武藏の常に佩きし刀は、伯耆安綱なりし由、然に熊本に來りて後、澤村友好に世話になりたりとて、その刀を禮としてお

くりたり、今その刀澤村家に在り、夫より後は、刀は松井家傳  
來武州鍛冶、松井は即ち長岡佐渡の家、維新後本姓松井に復  
す、和泉守兼重を用ゐき、脇差は歿後遺言にまかせ、播州へお  
くり届けきといふ、八代  
聞書  
或時、武藏、長岡興長の邸に至りしに、詰合の者ども、いづれも  
玄關に出でむかへぬ、武藏、箱段を上るとして、足元よろめき、袴  
の腰に手をかけて、やつと聲を出して上れり、このさまを見  
て、山本源左衛門といふもの、進み出でて、手を添へ申すべき  
やといひしに、武藏よし、夫には及ばずとて、奥に通りぬ、  
然るに、ある時熊本の八百屋町に火事ありて、町幅狭き處な  
るが、屋根より屋根に梯子を打渡して走り通るものあり、見  
るものその輕捷に驚きて、何人といふことをも知らざりし

が跡にて武藏なることを知れり、老體にして段を上るだに  
人の手添ふるばかりなるも、事に臨みては、かくのごとくな  
ること、さすがは武藏よと皆いひあへり、  
武藏、平生の供廻りは、侍六人に、槍、挾箱、馬なりしよし、門弟に  
は、長岡式部寄之、澤村宇右衛門友好を始め、諸士千人餘に及  
べり、その中寺尾孫之丞勝信、同じく信行、兩人流儀皆傳せり、  
或人、武藏を誹りて、島原亂の時、武功なかりしは、いかゞなり  
といひしに、武藏我は始終忠真公の御側に陪して、自から手  
を下さず、たゞ籌策をめぐらし、ことは、明かに幕下諸士の  
見る處なり、何ぞ區々たる小功を貪らむやといひければ、誹  
りし者、逡巡して去れりと云ふ、  
武藏江戸に至りし時なりき、一傳流丸目主水が傳に波多野

二郎左衛門といふものあり、武藏に對して、刺撃の理を改作せむことを請へり、武藏その理を論しければ、技を改めて一轉流と號せり、波多野は、後に入道して宗件といひ、技藝卓絶して、世にその名あり、門弟も多かりきとなり、以上二天記

按に武藝小傳に云く、丸目主水正者、不知何許人、自壯年好刀劍、達拔刀之妙旨、臨機應變無出其右者、潛稱一傳流、云々とあり、

一日少年あり、武藏の宅に來り逢はむことを乞ふ、武藏何事ぞと問ふ、少年云く、拙者父の仇を討たむ事を領主に願ひし處、聞届けられ、既に場所をも、何の所に設け、竹矢來を結び、勝負明日の定なり、先生願くは我に必勝の太刀筋を傳授せられよといふ、武藏云く、其方の孝義感ずるに餘あり、我に必勝の太刀あり、今汝に傳へむ、先づ左の手に短刀を取り、眞向に

横にさしかざし、右の手に太刀を持ち、眞しぐらにかけこむべし、敵の打つ太刀、我が短刀にがつしと當るを相圖に、右の太刀にて、敵の胸先をつくべしといひて、終夜この太刀の講習せしに、心を專にし、思を致すこと精一なるが故に、直に習ひ熟せり、その時、武藏嘉みして云く、決勝疑なし、又明日その場に至り、腰を掛むとき、自分の足もとの地を心を附てよく見るべし、蟻蟲這ひ出ることあれば、必勝の兆なり、且つ我れ宿に於て、摩利支天の必勝の法を修すべければ、旁以て心つよくおもふべしとて歸しぬ、少年その場に到り、地面を見るに、蟻の出ること甚多し、いよく心丈夫に思ひ、勝負に及びし時、武藏の教へし通り、何の苦もなく、強敵を突殺し、多年の志願を遂げきとぞ、これ武藏が變通の機を掌握する所なり、

故にかくのごとく自由三昧を盡し、なり、蟻や摩利支天は、皆智術なり、蟻の居る地面を、豫め知りたる故、かくいひて、丈夫をつけたるなり、魏武の梅林のごとし、武藏時分までは、御規條も屹と立ざりしにや、平生白羽二重を著せり、涕涙出る時は、着服の袖にて拭ひける故、至つてむさくるしかりき、是等にてその氣象風韻の別なることを察すべし、尾州へゆきし時、星野勘右衛門と試合をせむといふに、星野は金神頭を用ゐ、武藏は根矢にて射よといひて、互に決せざりし故に、遂に果さゞりきといふ、以上鈴林扨言細川家の臣道家角左衛門といふは武藏の弟子なり、一日西山に遊び歸途農夫の馬を逸するに逢ふて衣を傷けらる、角左衛門大に怒りて直にその農夫を斬殺せり、武藏これを聞

き、角左衛門を招いて、汝農夫を斬りたりといふは實なりやと詰問す、角左衛門事實なるよしを答ふ、武藏云く汝は文武の道に長じたる武士にあらずや、東西をも辨へざる農夫が誤りて馬を逸するあらば、何ぞ速に兵法によりてその傷くべきを避けざる、又衣を傷けられたればとて農夫を斬殺する事やあると、角左衛門答へて、彼を打果さずば藩の罰を受けむといふ、武藏怒りて藩の罰とは何ぞや、馬を逸する罪は軽く、人を殺す罪は重し、兵法を穢がし武士道を汚がす刀の恥これより甚しきはなし、汝がごときは今日限り名簿を削り再び見じとて放逐せられたりとぞ、武藏一日忠利公の側に侍し、御家には剛毅正敏の士多き中にも、只今見たる武士こそ殊にすぐれては見候へといふ、公

それは誰かと問はるゝに、その名は知らずと答ふ、公即ち人をして某々の人をめし出してこの者どもにやと尋らるれど然らずといふ、然らば汝往きて連れ來れよとあるに、武藏座を立ち率ゐ來れるは、都甲金平といふ武士なりけり、公即ち都甲に物を賜ひてこれを嘉みせらる、  
 後徳川將軍江戸城を修築せらるゝにあたり、諸侯に金品石材等を賦課せしことあり、その時各藩の石材等は直に運ばれ地を畫して堆きに、肥後藩のみ未だしかりき、かゝれば漸漸公邊の沙汰悪しくなりければ、公都甲を召して石材等運搬を命ぜらる、都甲日を夜に繼ぎて、奔走し各藩に先ちて納め濟となる、然に世間風説して都甲金平に石盗人の嫌疑かかり終に幕府の獄に下さる、日夜拷問嚴酷なり、都甲白狀せ

ざるが故に、篠揉といふ法を以て責む、篠揉とは管竹の小口を薄くくりぬき、これを膝におしあて、揉む時は小口の竹へ肉入る、その肉の入りたる竹を引きぬく時膝に小孔を生ずこの孔に沸騰せる醤油を注入して責るものなり、かくのごとき苛酷の責にあへども都甲は平然として答へず、果ては責手の仕方によしとて、自から取りて我が膝を揉みてその醤油をさし／＼したりしかば、その肉山桃の實のごとくなれり、幕吏等今は責るもかひなしとて石盗人の都甲金平、もはや疑なし放免すといふ、都甲これを聞いて奮然として、石盗人とは不都合なり、石盗人にては無きこと判然して放免せらるゝに非ずやといへば、吏、其の麁忽なりしを謝して都甲金平石盗人にあらざること判明せしにより放免すと

てかへしたりといふ、都甲は平生心膽を鍊らむとて毎夜天井より刀の拔身を絲にて釣りその下に伏せりといへり、武藏の多くの人の中より、この者を見出したるその眼力思ふべし、

武藏大阪に在りし時、一夜散歩しつゝありしが、突然迫り來りて闇殺せむとするものあり、武藏忽ちその腕を押へて叱しければ、この者悲鳴を擧げて不心得を謝し、命許りは助けたまはれといふ、武藏、闇殺の理由を詰問せしに、彼者曰く、某は下總國繩手の住人河内守永國といふ刀鍛冶なり、從來將士の求に應じ太刀を鍛ふと雖も曾てためしたることなし、刀劍の用は人を斬るに在れば、その切味を試みむとてかくは致しゝなりと、武藏これを聞て、そは奇特の志なりと窃に

之を賞し自宅につれゆき、その一刀を見しにすぐれたる業物なりければ、數々褒め、更に劍道の心得を示しぬ、永國大に感じこれより、武藏の門弟となれり、武藏、肥後に來りし後、永國その跡を慕ひ來りしかば、細川家より之に三十人扶持を賜ひて、城下高田原楠町に住せしめられたり、その裔永く残りて刀鍛冶たり、以上三節  
原田氏雜錄  
水足屏山、熊本人享  
保時代云く、玄信天資魁偉曠達、不顧細行、多智多能、最善刀術云云、其術五法三先、旦夕所習是而已、學之之法、以誠心爲要、以直道爲極、若至靜而不偏、不倚、動而無過不及者、乃所謂中也、百戰百勝之道、於是而存矣云云、屏山文集摘錄



## 第九章 五輪書

一四六

宮 本 武 藏

五輪書とは地水火風空の五卷に分ちて、兵法の極意を記せる、武藏の著なり、この書は第七章に述しがごとく、高弟寺尾勝信におくりしものなり、かくて後は當流の秘傳となりて、免許を得たる人ならでは傳ふることを許さゞりき、原書は今めぐりくゝて肥後國玉名郡前田氏の手に在り、文に云く、

序  
兵法の道二天一流と號し數年鍛鍊の事初て書物に書き顯はさんと思ふ、時に寛永二十年十月上旬の頃、九州肥後の地巖殿山に上り天を拜し觀音を禮し佛前に向ひ、生國播磨の武士新免武藏藤原玄信年つもりて六十、我若年のむかしよ

第 八 章 逸 事

り、兵法の道に心をかけ、十三歳にして、初て勝負を爲す、その相手新當流の有馬喜兵衛といふ、兵法者に打勝ち、十六歳にして但馬國秋山といふ強力の兵法者に打ち勝ち、廿一歳にして都に上り、天下の兵法者に逢ひて、數度の勝負を決すといへども、勝利を得ずといふことなし、その後國々所々に至り、諸流の兵法者に行逢ひ六十餘度まで勝負すといへども、一度もその利を失はず、その程年十三より二十八九までのことなり、三十を越えて跡をおもひ見るに兵法至極して勝つにはあらず、おのづから道の器用ありて、天理を離れざるが故か、又は他流の兵法不足なる所にや、その後猶も深き道理を得んと朝鍛夕鍊して見れば、おのづから兵法の道にあふこと、我五十歳のころなり、それより以來は尋ね入るべき

一四七

道なくして、光陰をおくる、兵法の利にまかせて、諸藝諸能の道となせば、萬事に於て我に師匠なし、今この書を作るといへども、佛法儒道の古語をもちからず、軍記軍法の古きことも用ゐず、この一流の見立、實の心をあらはすこと、天道と觀世音とを鏡として十月十日の夜、寅の一點に筆を把りて書き初るものなり、

地の卷

夫兵法と云事武家の法也、將たる者はとりわき此法を行なひ、卒たる者も此道を知るべき事なり、今世の中に兵法の道髓に辨まへたるといふ武士なし、先道を顯して有は佛法として人をたすくる道、又儒道として文の道を糺し、醫者といひて諸病を治する道、或は歌道者として和歌の道ををしへ、或

は數寄者弓法者、其外諸藝諸能までも思ひくゝに稽古し、こころくゝにすくものなり、兵法の道にはすく人まれ也、先武士は文武二道と云ひて、二ツの道を嗜む事は道也、縱此道ぶきようなり共、武士たるものはおのれくゝが分際程は、兵法をばつとむべき事也、大形武士の思ふ心をはかるに、武士は只死ぬると云ふ道を嗜む事と覺ゆる程の儀也、死する道に於ては武士ばかりに限らず、出家にても女にても百姓以下に至るまで、義理を知り恥を思ひ死するべきを思ひきる事は、其差別なきものなり、武士の兵法をおこなふ道は、何事に於ても人にすぐるゝところを本とし、或は一身の切合にかち、或は數人の戰に勝、主君の爲我身の爲、名をあげ身をたてんと思ふ、是兵法の徳をもつてなり、又世の中に兵法の道

をならひても、實の時の役にはたつまじきと思ふ心あるべし、其儀に於ては何時にても役に立やうに稽古し、萬事に至り役に立様に教ふる事、是兵法の實の道也。

一兵法の道と云事、漢土和朝迄も此道を行なふ者を兵法の達者と云傳へたり、武士として此法を學ばすと云事有べからず、近代兵法者と云て世を渡る者、是は劔術一通の事也、常陸國かしまかんとりの社人共、明神の傳へとして流々をたて、國々を廻り、人に傳ゆる事、近き頃の儀也、古しへより十能七藝と有うちに、利方と云て藝にわたると云へ共、利方と云出すより、劔術一通にかざるべからず、劔術一へんの利までにては、劔術も知りがたし、勿論兵の法には叶べからず、世の中を見るに、諸藝をうり物にしたて、我身をうり物のや

うに思ひ、諸道具につけてもうり物にこしらゆる心、花實の二ツにして、花よりも實のすくなき所也、とりわき此兵法の道に、色をかざり花をさかせて術をてらひ、或は一道場或は二道場など云て、此道を教へ此道を習ひて利を得んと思ふ事、誰か云ふ、なまへいはう大疵のもと、まこと成べし、凡人の世を渡る事、士農工商とて四ツの道也、一ツには農の道、農人は色々の農具を設け、四季轉變の心得いとまなくして、春秋を送る事、是農の道也、二ツにはあきないの道、酒を作るものは、夫々の道具をもとめ、其善惡の利を得て渡世をおくる、いづれもあきないの道、其身々々のかせぎ、其利を以て世を渡る也、是商の道、三ツには士の武士に於ては、さまざまの兵具をこしらへ、兵具をなぐの徳を辨へたらんこそ、武士の道

なるべけれ、兵具をもたしなまず、其具々の利をも覺ざる事、武家は少々たしなみのあさきもの歟、四ツには工の道、大工の道に於ては、種々様々の道具をたくみこしらへ、其具々を能つかひ覺え、すみかねを以て其さしづをたゞし、いとまもなくそのわざをして世を渡る、是士農工商四ツの道也、兵法を大工の道にたへて云あらはす也、大工にたとゆる事、家といふ事につけての儀也、公家武家四家其家のやぶれ家のつづくと云事、其流其風其家など、云へば、家と云より大工の道にたとへたり、大工は大きにたくむと書なれば、兵法の道大きなるたくみによつて、大工に云なぞらへて書顯す也、兵の法を學ばんと思はゞ、此書を思案して、師ははり、弟子は糸と成て、たえず稽古有るべき事也、

一兵法の道大工にたとへたる事 大將は大工の統領として、天下のかねを辨へ、其國のかねを糺し、其家のかねを知る事、統領の道也、大工の統領は堂塔伽藍のすみかねを覺え、くうでんろうかくのさしづを知り、人々をつかひ家々を取立る事、大工の統領も武家の統領も同じ事也、家を立るに木配りをする事、直にして節もなく見つきのよきを表の柱とし、少し節有り共直につよきをうちの柱とし、たとひかよはくとも節なき木の見さまよきをば、敷居鴨居戸障子と、夫々に遣ひ、節有り共ゆがみたり共、強き木をは其家の強みく、を見分て、能吟味して遣ふに於ては、其家久しくくづれがたし、又材木のうちにしても、節多くゆがみて弱きをばあしゑろ共なし、後には薪共なすべき也、統領に於て大工を遣ふ事、其